

唐招提寺藏『布薩規要記』

大谷由香

一 書誌情報と伝来

ここに公表する『布薩規要記』（以下『規要記』と略）は、二〇一七年七月十四日に唐招提寺で行った布薩に関する講義に際して御当局から写真をお預かりし、翻刻・読解を通じて講義に資したものである。それぞれの書誌的情報は以下の通りである。

底本…北川智策長老手沢本

表題…「布薩規要記」（表紙左に直書）

装丁…折本

表紙は淡い黄土色で、右下に「四百六拾九」の

整理番号を墨書した紙が貼られる。紙の下には伝持者名が墨書されていた痕跡あり。

法量…縦一四・八cm×横一四・一cm 二五折

（一四紙）

識語…表紙見返し「智策持」、末尾「二校了」

奥書…「へ」本云 于時応永四年正月十五日為（朱書）
（一三九七）

補廢忘規矩殘紙衆同許可則一問

式 慈歛

「へ」本云 于時（朱書）応永（一四一九）六年十月三日住

持沙門 融存小比丘惣患

「へ」本云 于時（朱書）文明九年（一四七七）丁酉正月廿七日

不願惡筆書写畢 右筆 玄慶

〔朱書〕本云 于時永祿拾一年^(一五六八)戊辰七月廿八

日書之 小比丘真秀^{順長 廿四 夏五}

〔五九五〕文祿四年^{乙未}八月廿一日書写之者也 小比

丘惠龍^{別六 通十}

一校畢

甲本…明和三年修補本

表題…「布薩規要記」(白題簽に墨書)

装丁…折本(改装の痕跡あり)、裏書あり。

表紙は紺色で、右上に「式百九拾五」の整理番号を墨書した紙が貼られる。表紙見返しに銀箔散らし。末尾「律宗戒学図書」(朱方单廓陽刻)印あり。

法量…縦一一・八cm×横一二・三cm 一二折

(二〇紙)

識語…首題左下「戒壇院公用」(朱書)

奥書…〔朱書〕本云 于時^(一三九七)応永四年正月十五日為

補廢忘規矩殘紙衆門訊可則一門

式 慈歛

〔朱書〕本云 于時^(一四一九)応永廿六年十月三日住

持沙門 小比丘惣恵融存

〔朱書〕本云 于時^(一四七七)文明九年^(一七六六)丁酉正月廿七日

玄□

明和^(一七六六)三戊年初秋十三日修補之 眉間寺瑞

鏡 僧廿二歳

甲本は、おそらくはもと別サイズの折本だったものを、破れを別紙にて補い、折り直して改装してある。奥書からこれが明和三年(一七六六)の修補であることがわかる。紙背には「梵唄」「優婆離唄」「後唄」があるが、修補のために錯簡がみられる。

折本の表書の末尾に奥書が記されており、応永四年(一三九七)に慈歛が「規矩」の廢忘を補うために記したものを、⁽¹⁾ 応永二十六年(一四一九)に融存が書写したことがわかる。この融存は東大寺戒壇院長老であり、普一志玉に三聚淨戒を授けたとされる人物である。⁽²⁾ 応永二十九年(一四二二)五月十一日に示寂したとされる。⁽³⁾ 続いて文明九年(一四七七)に玄□^(慶カ)が書写したものを、明和三年(一七六六)に眉間寺瑞鏡が修補した。眉間寺は奈良の聖武天皇佐保山南陵の前に位置した律宗の寺院で、東大寺戒壇院末寺であったが、明治期に廢絶した。以上の奥書と、首題左下の「戒壇院公用」の朱書から、『規

要記』は、東大寺戒壇院とその末寺で行われていた規式であったことがうかがえる。末尾には「律宗戒学図書」の朱方印が捺されていることから、瑞鏡が修補したものが、最終的に唐招提寺律宗戒学院に伝来したことがわかる。

底本は表紙見返しに「智掣持」の墨書があり、唐招提寺第八十世北川智掣長老（一八六四～一九四六）長老在任（一九一五～一九四六）の所持本である。こちらには裏書はなく、奥書の後、大乘・小乗それぞれの布薩で行われる問答が書き付けられた後、甲本で裏書されている「優婆離唄」「後唄」「梵唄」、さらに大乘布薩での戒師の台詞が、整理されて書き付けられている。奥書は文明九年玄慶写までは一致しており、底本はその後永禄十一年（二五六八）真秀の書写奥書、文禄四年（二五九五）恵龍の書写奥書が添加されている。このうちの真秀は『本光国師日記』巻八の慶長十七年（二六一二）九月二十七日条に、九月二十二日付の眉間寺住持英恩坊の死去に関する書状が掲載される中、「戒壇院順長房」の名が見える⁽⁴⁾ので、あるいはこの人かもしれない。すなわち底本は、修補される前の甲本を、裏書も含めて書写し、他の資料

から増補したものを整理して成立している。おそらくは真秀が最初に書写し、さらにそれを恵龍が書写したと考えられ、最終的に唐招提寺北川智掣長老の手に渡り、唐招提寺の所蔵となった。

二 布薩の歴史

1 布薩の始まりと日本への伝来

釈尊在世時、王舎城内の外道バラモンは毎月八日・十四日・十五日に一箇所に集合し、彼らのもとに在家者が布施をするために集まって信仰を深めていた。これを知ったビンビサーラ王が、仏教でも同様の行事を設けることを釈尊に進言したことによって、仏教における布薩が始まった。一方で釈尊は、新学僧のために比丘が一箇所に集合して波羅提木叉を唱え、違犯があれば懺悔する機会を持たねばならないと常々考えていたため、布薩は信徒との関係を深める一方で、比丘の持戒の確認を行う日として機能することになったという。これは『四分律』『説戒捷度』に伝えるところである。

しかし開催日をはじめとする細かな取り決めは律蔵に

よって伝えるところが異なっており、また布薩を執行するための具体的な儀式次第は律藏には全く掲載されていない。⁽⁵⁾

このため、布薩儀式の具体的な次第については、中国で独自に次第書が作成されて実施されていたようである。

道宣『四分律刪繁補闕行事鈔』（以下『行事鈔』と略）「説戒正儀篇第十」によれば、南朝斉の蕭子良（四六〇～四九四）によって在家の布薩法が作成され、普照（生没年不詳）・道安（三一四～三八五）によって出家の布薩法が作成されて、『行事鈔』作成当時（六二六年初稿、六三〇年校定）には「いずれも世間に流布していた（並行於世）」⁽⁶⁾とされる。蕭子良・普照の布薩法作成については他の史料に記載がなく、よくわからないが、『高僧伝』『晋長安五級寺釈道安』には、道安が「布薩儀礼を行ったり、そのために必要な使者を派遣したりして、布薩において自らの過失を懺悔することに関する法規」⁽⁷⁾を作成したことが示される。

道宣は、これら先行する布薩法を下敷きにし、仏典に典拠を求め、自身が聞き及んだところを交えて、布薩法の再著作に臨んだ。『行事鈔』には、説戒の法が絶えて

いなければ正法時が継続しているということだとする『善見律毘婆沙論』の文が引用されており、道宣が正法時の継続のために布薩儀式の執行が必要であると考えていたことがわかる。⁽⁸⁾

こうして道宣によって初めて仏典による典拠を得た正式の布薩法が東アジアに流布することになった。『行事鈔』によれば、インドでは繩床（繩製の椅子）を用意した布薩のための説戒堂が存在していたが、中国では講堂・食堂などに筵を引き（繩床の代用）、尼師壇を使用して布薩が行われた。東晋以降は床^{じゅう}を設けることが流行しているの、執行する場所によって工夫するように指示されている。

日本においては、天平十三年（七四一）に出された国分寺創建の詔に、国分僧寺・国分尼寺にて月の半ばに至る毎に「誦戒羯磨」を執行するよう指示されるのが、現存する布薩行事の指示の最初で、すなわち鑑真の来日（七五四年）以前より布薩は行われていたことが明らかである。⁽⁹⁾

石田瑞麿氏は、鑑真来朝によって布薩儀式が単なる形式的儀礼ではなく、僧侶の生活を規制するものとしての

意義を持つようになったと主張する⁽¹⁰⁾。上原真人氏は各寺院の資材帳の記述を検討した結果、中央の大寺院から地方官寺や神宮寺にいたるまで、布薩執行に必要な資具が備わっていたことを明らかにされており、布薩がきわめて定形化した法会として日本に伝播しており、鑑真の来朝によって大きく変化することはなかったであろうことを示している⁽¹¹⁾。すなわち僧侶の布薩に対する心構えは鑑真の来日によって変化したかもしれないが、鑑真来日以前より執行されていた儀礼が、来日後もそのまま同様の資具を使用して維持され続けたと考えるとよさそうである。

ここで布薩執行に必要な資具とされるものは、主に水瓶・籌・如法である。つまり日本ではこれらを使用した布薩儀礼が鑑真来日以前から執行されていたはずである。

2 法進『東大寺授戒方軌』末尾付属の作法書

ア 法進『東大寺授戒方軌』付属作法の特異性

鑑真に追隨して来日した法進（七〇九〜七七八）の著作である『東大寺授戒方軌』の末尾には「布薩戒師作法」「大乘布薩作法」「自恣作法」が付属しており、これらは鑑真が日本に伝えた布薩次第を法進が書き留めたもの

のとして無批判に使用されてきた⁽¹²⁾。

しかし上記の三つの作法書は、布薩次第の基本となる道宣『行事鈔』とは異なる次第を掲載する異色のものである。

「布薩戒師作法」にはタイトル下に「但小乗十四日及二十九日行之」の割注があり、「大乘布薩作法」にはタイトル下に「十五日及晦日行之」の割注がある。これによって具足戒の布薩が毎月十四日と二十九日に、それぞれ翌日に菩薩戒の布薩の執行が予定されていたことを知ることができる。それぞれの布薩の戒師となった者が波羅提木叉を唱える時分に敬白すべき文言を中心とした内容で、「布薩戒師作法」「大乘布薩作法」は頒される戒本は異なるものの、おおむね同様の次第を示す。次第内容の詳細は後に譲るが、これらの布薩作法では、一般的布薩儀式に使用されるはずの水瓶や籌を使用した作法に全く触れられていない。

むしろこれら水瓶や籌を使用した作法は、後に続く「自恣作法」に説かれる。上原真人氏は、最後に付される「自恣作法」は、それぞれ「布薩戒師作法」「大乘布薩作法」の最終に付属して修されるもので、参集した僧

たちが自ら罪過を告白懺悔する小乗布薩・大乘布薩に共通する作法であろうとしておられるが、この作法のみを見た限りでは妥当な見解であろうと思う。しかし本来自恣は、夏安居の最終日に行われる罪過の告白懺悔に特化して使用される儀式名であるから、「布薩」ごとに「自恣」を行うというのは奇妙である。

「自恣作法」の次第は以下のようである。①歡喜頌の合唱、②洗籌頌を唱えて維那が籌を洗い、③最年少の僧が盥を持って衆僧間をめぐり、衆僧は彼が自身の座前に来れば洗手頌を唱える、④維那は左手に籌を持ち、右手で槌を打って自恣に参加する人数と自恣の意義を説く、⑤維那は仏前から戻り槌を打ち、罪を犯したことが疑われる行動を見聞した者は告白するよう三度訴え、⑥維那は菩薩戒の功德について三度述べる（あるいは⑤⑥の台詞部分は小乗布薩・大乘布薩で使い分けるか）、⑦自恣のために戒本を誦す担当者、梵音担当者を選出する、⑧「対揚」とされる偈を唱える、⑨維那は座具を敷いて三礼し、槌を打ち、大衆が参集したことを喜ぶよう伝える、⑩参集した僧は戒牒が若い者から順に歡喜頌を唱える、⑪籌が配られた者は受籌偈を唱え、⑫籌を返す時には籌返偈

を唱え、⑬維那が籌を数えて自恣に参加した僧侶の数を計算して、槌を一打すると、⑭云何梵と呼ばれる偈が唱えられ、⑮堂童子、⑯維那による仏前散華と次第して終了している。

この「自恣作法」は一見して矛盾の多い作法である。

②維那が籌を洗ってから、⑪参集者に籌を配り、⑫これを返却させることで、⑬参集者の数を知るはずだが、籌を配る前に、④維那は参集者の人数を皆に宣言する流れになっている。あるいは⑪⑫⑬に関しては、③の後に入るべき作法であるものが、乱丁などによって最終に収録されたものとも考えられるが、もし大小あわせて四度もの布薩が毎月行われ、その後に必ず自恣を行っていたとしたら、その間違いが訂正されることなく『東大寺要録』にそのまま収録されることはなかっただろう。

さらに言えば、「自恣作法」の前に小乗・大乘の布薩作法が執行されるのであれば、その作法内に籌を使用した一連の作法が組み込まれていないことは不審で、布薩に何人参加しているのかわからない中で僧侶が護持すべき戒本が読み上げられ、その後自恣が行われる時に初めて人数を数えるというのは全く合理的ではない。あるいは

は「自恣作法」を大小の布薩作法の前に行つて受籌作法などを前倒しにするとしても、戒本の誦出の前に罪の告白をするという流れになり、やはり不自然である。

イ 法進『東大寺授戒方軌』付属の三作法は鑑真に由来しない

このように明らかに不自然かつ不合理な作法次第が、果たして鑑真によつてもたらされたものかどうか再考する必要があるだろう。以下にそれぞれの作法内容とその典拠を示し、その成立について論じたい。

「布薩戒師作法」は、①維那が僧差（戒本を誦すために指名すること）した戒師が、「指名によつて律を誦すが間違える可能性もあるので、もし誤りがあれば教えてください」と挨拶するところから次第が始まる。この台詞部分は『行事鈔』を典拠とする。⁽¹⁴⁾ ②梵唄、③灑水と続く次第も『行事鈔』に依るものである。『行事鈔』ではこの後、焼香が行われ、未受戒者の有無、与欲者（事情により不参加の者は参加比丘に委任する必要がある）の有無、誰が比丘尼への教誡を行うかの問答が行われるが、これらは「布薩戒師作法」では省略されている。この後、④実際に戒本が誦されることになるが、正規の作法を示す

『四分比丘戒本』（『大正』二二所収）などによれば、四分律に説かれる二百五十の戒本が読み上げられ、自らが違犯したと思えば即座に懺悔告白しなくてはならない。ところが「布薩戒師作法」で「次誦戒本云」とされるのは、『四分律比丘戒本』の布薩の意義が説かれる最初の偈の部分のみである。⁽¹⁵⁾ あるいはこの偈に続いて、省略されているものの、実際には戒本が誦されるのだろうか。続く、⑤略神分は『行事鈔』に「神仙五通人」からはじまる偈梵を説くように指示されているので、これに従ったものである。その後の、⑥戒師が「指名によつて律を誦したが、忘れていたところもありました。どうぞ慈悲をもつて布施歡喜してください」という挨拶もまた『行事鈔』を典拠としている。⁽¹⁶⁾ 『行事鈔』ではその後戒師の挨拶に答えるように「自慶偈」が唱えられるが、「布薩戒師作法」では、⑦「日没偈」と名づけられた以下の偈が唱えられている。

白衆等、聽、說、日、没、無、常、偈、此、日、已、過、命、即、滅、消、當、願、此、身、念、念、衰、老、一、念、之、間、如、何、可、保、是、故、衆、等、勤、心、行、道、衆、修、道、至、無、余、（筒井英俊編「二九四四」三

三五頁）

この偈はおそらく唐・智昇撰『集諸経礼懺儀』に紹介される「嘆仏呪願」の中の一切普呪の一つを下敷きとして作成されたものと推知される。下記にあげるように『集諸経礼懺儀』の「願衆等聴説」から「勤心行道」までの偈文がほぼ踏襲されて作成されていることがわかる（傍点部）。

願衆等聴説 日暮無常偈 今日已過 暮夜難保 但
觀此身 念念衰老 百年常期 如何可保 是故衆等
勤心行道 諸行無常 是生滅法 生滅滅已 寂滅為
樂（『大正』四七、五四七頁中）

また「日没偈」の初めの四句は、『法華懺法』に説かれる黄昏時の偈の最初四句に、最後の二句は後夜偈の最後二句に近似している（傍線部）。

黄昏
白衆等聴説 黄昏無常偈 此日已過 命即衰滅 如
少水魚 斯有何樂 諸衆等 当勤精進 如救頭燃
但念虚空 無常勤慎 莫放逸（『大正』七七、二六八
頁下）

後夜偈
白衆等聴説 後夜無常偈 時光遷流轉 忽至五更初

無常念念至 恒与死王居 勸諸行道衆 修道至無余
（『大正』七七、二六八頁中）

すなわち「布薩戒師作法」の「日没偈」は、『集諸経礼懺儀』の「嘆仏呪願」の中の偈を、『法華懺法』内の偈と混同しながら成立したものとみることができ、この偈が誦されるということは、布薩儀式そのものが懺悔行のために行われていたことを示唆する。僧侶が規則正しく生活するためにその規則を確認するという布薩の意義は、この作法からは感じられない。

「大乘布薩作法」においても、①維那が僧差した戒師が挨拶し、②梵唄、③灑水と続く最初の次第は「布薩戒師作法」と同様である。「布薩戒師作法」では維那が礼盤に着座して台詞を述べ、台詞内で「少比丘某甲」と自己を呼称して「誦律」するのに対し、「大乘布薩作法」では維那が跏趺（右膝を地につけ、左膝を立てて、臀をあげて身を端正にする）合掌して台詞を述べ、台詞内で「我仮名菩薩某甲」と自己を呼称して「誦菩薩戒」する点以外は異ならない。④実際に誦される戒本は、東晋・慧融等集『鳩摩羅什法師誦法』から抜き書きしたものである。『鳩摩羅什法師誦法』は、長安の大明寺にて鳩摩羅什が

道俗百千人に菩薩戒を授けた時、鳩摩羅什が慧融・道詳など八百人余りに請われて、盧舍那仏が妙海王と王の千人の子に授戒した時の作法を誦出したものと伝わる。

「大乘布薩法」は『鳩摩羅什法師誦出』の「菩薩戒序」の最初の部分と、偈頌の後分五言二八句を組み合わせ使用されている。いずれも菩薩戒を受ける意義について述べ、受戒を勧める内容である。⁽¹⁷⁾『鳩摩羅什法師誦出』では、むしろこの偈頌の後に布薩作法が説かれており、布薩作法としてはこちらを採用すべきかと思うが、こちらも前の「布薩戒師作法」と同様に省略されてしまっている。その後は、⑤略神分、⑥戒師の挨拶と続く。台詞部分には多少の語句の違いがみられるものの「布薩戒師作法」と同様である。再び略神分が行われ、⑦「日没偈」が説かれて終了する。

「自恣作法」は、①「皆さん考えてみてください。私某甲は無始以来（前回の布薩に参加した者はそれ以来）今にいたるまで「の罪」を自恣いたします。その間多くの不善が皆さんを悩ませたことでしょう。どうぞ慈悲をもつて布施歡喜してください」という内容の「歡喜頌」が唱えられて開始となる。照遠（一三〇二〜一三六一〜？）

は『資行鈔』内で、元照『行事鈔資持記』の文に「歡喜偈」とあるのに註釈して、以下のように紹介している。

記。妄立歡喜偈（云云）。濟抄云。見印本刪定戒本。奥有此文。彼云。大衆憶念。我比丘某甲。從前布薩至今布薩。於其中間三業四儀。衆多不善惱乱大衆。願衆慈悲布施歡喜文。雖非正偈。文意同之也。師云。歡喜偈者。吉祥童子偈也。鈔一卷賢長法寶云。歡喜偈是也（『大正』六二、四五五頁上）

照遠は元照が述べる「歡喜偈」を「自恣作法」内の「歡喜頌」と同じとみており、この偈頌は『新刪定四分僧戒本』（『統藏』三九所収、道宣による序あり）の「印本」の奥書に掲載されているとしている。残念ながら現行の『新刪定四分僧戒本』には歡喜頌を掲載する奥書は付されていない。

②維那による洗籌頌、③衆僧による洗手頌は『行事鈔』に説かれる頌を典拠として、「羅漢」を「菩薩」に変更したものが使用されている。同じく『行事鈔』「自恣宗要法」には「初めの行水・香汁・浴籌・唱数・告令は大いに説戒（＝布薩）に同じ」とあるので、これに依ったものであろう。

その後、④維那が自恣に参加する人数と自恣の意義を説くが、実はこれは以下に挙げる明曠『天台菩薩戒疏』（以下『明曠疏』と略）に説かれる布薩の説明の中に出る台詞を下敷きにしたもので、このうちの「和合布薩」の部分が「自恣」に変換して使用されている。同様の台詞は『行事鈔』にもみることができ⁽²⁰⁾るが、両者の大きな違いは、本来なら最後に「それぞれ経中の清浄妙偈を誦しなさい」（『行事鈔』）と締められるべき最末部分が、「それぞれ阿弥陀仏の一切普誦を念じなさい」（『明曠疏』）と書き換えられている点である（【資料1】ア）。

次の、⑤罪を犯したことが疑われる行動を見聞した者は告白するよう訴える維那の台詞は、道宣『四分律刪補隨機羯磨』（以下『羯磨』と略）「諸衆自恣法篇」を典拠としたものであり、⑥菩薩戒の功德について述べる維那の台詞は、やはり『明曠疏』を典拠としている（【資料1】イウ）。さらに、⑦自恣のために戒本を誦する者を僧差する作法は『羯磨』にも説かれるが、梵音の役割を担う者を僧差することは『明曠疏』にのみ説かれるところである。⁽²⁴⁾

次に誦される、⑧「対揚」という偈頌、⑨維那の唱え

る大衆が参集したことを喜ぶ台詞には典拠がみつからない。⑩参集した僧が唱える歡喜頌とは、「自恣作法」の最初に唱えた頌であろう。ここから、⑪籌が配られ、⑫配られた籌を返却し、⑬維那が籌を数えて参加者の数を計算する一連の流れとそこで唱えられる偈頌は、いずれも『行事鈔』に説かれるものである。⑭最後に唱えられる「云何梵」については後に詳しく述べよう。⑮堂童子、⑯維那による仏前散華の作法については典拠不明で、具體的にどのような作法なのかわからない。

ここで注目すべきは、【資料1】としてまとめているように、戒師の台詞として用意されている部分の大半が『明曠疏』からの引用によって成り立っている点である。『明曠疏』は付された自伝から「大暦十二年（七七七）二月初一日」⁽²⁵⁾に成立したことが明らかで、鑑真死去（七六三年）後の作成であることは確実であるし、またこの時すでに日本に移住している法進（七〇九〜七七八）が、死ぬ間際にこれを入手して「自恣作法」を作成したと考えるのも無理がある。「自恣作法」は『行事鈔』や『羯磨』といった道宣著作に掲載される布薩作法次第を下敷きにしながらも、『明曠疏』によって再構成されている

【資料1】「自恣作法」と『明曠疏』の一致（傍線部は異なる部分）

ア	『明曠疏』
『東大寺授戒方軌』付属「自恣作法」 諸仏子等諦聴。此一佳処一自恣。出家菩薩在家菩薩都合若干。各於仏法中清淨出家自恣。上順仏教四恩。下為含識、各念阿弥陀仏名一切誦。（一打） （筒井英俊編「一九四四」三三八頁）	諸仏子等諦聴。此一住処一布薩。出家菩薩若干人在家菩薩若干人。各於仏法中清淨出家和合布薩。上順仏教、中報四恩、下為含識、各念阿弥陀仏一切普誦。 （『大正』四〇、五九七頁中）
イ	②
敬白。諸仏子等合掌至心聴。此南閭浮提日本大和国東大寺僧伽藍処。我等大師釈迦牟尼遺法弟子出在家菩薩二情等。自惟流転生死。長劫乃由不遇無上慈尊。今生若不發出離之心。恐還流浪。故於此日用意三宝。渴仰大乘共宜持伝菩薩戒蔵。願以此功德資益天竜八部使威光自在。皇帝陛下聖化無窮。太子諸宮福延万葉。師僧父母常保安樂。見聞随喜宿障雲消。亦迷三途災殃自殄。迴此功德於娑婆上品往生阿弥陀仏国（一打） （筒井英俊編「一九四四」三三八頁）	敬白。諸仏子等合掌志心聴。此南閭浮提大唐国某州某県某寺僧伽藍所。我本師釈迦牟尼遺法弟子出在家菩薩二衆等。自惟生死。長劫乃由不遇無上慈尊。今生若不發出離之心。恐還流浪。故於是日同崇三宝。渴仰大乘共宣伝菩薩戒蔵。以此功德資益天竜八部。唯願威光自在皇帝聖化無窮。太子諸王福延万葉。師僧父母常保安樂。見聞随喜宿障雲消。惡道三途災殃自殄。迴此功德誓出娑婆。上品往生阿弥陀仏国（打一） （『大正』四〇、五九七頁上）中）
ウ	③
諸仏子等諦聴。此菩薩戒蔵。三世諸仏同説。三世諸菩薩摩訶菩薩同学衆中。有未發菩提心未受諸仏大乘戒者出（三説一打） （筒井英俊編「一九四四」三三八頁）	諸仏子等諦聴。此菩薩戒蔵。三世諸仏同説。三世菩薩同学衆中。有未發菩提心未受諸仏大乘戒者出（三説打一） （『大正』四〇、五九七頁中）

ところに特色があるが、だからこそこの作法書は鑑真には由来しない。明曠自身が天台僧であったこともあり、『明曠疏』は日本においては天台宗以外の宗旨ではほとんど依用されなかったし、そもそも奈良時代には写経録などにもその名をみつけることはできない⁽²⁶⁾。すなわちこのことは、法進『東大寺授戒方軌』付属の三作法が、天台宗で行われていた布薩儀式を参考にして作成されたものであったことを示唆する。

ウ 法進『東大寺授戒方軌』付属三作法の成立背景とその時期

小寺文穎氏は院政期の天台僧良忍（一〇七三―一一三二）作の『略布薩次第』を紹介されているが、この布薩作法では、先に紹介した「自恣作法」内で戒師の台詞とされる『明曠疏』からの第二の引用部分（『明曠疏』②）と同様の箇所がやはり戒師の台詞として紹介されている。またこの良忍『略布薩次第』の特色は、「布薩の重要行事である受水、浴籌、行香、受籌、還籌などの偈文を省略している⁽²⁷⁾」ことであり、「供養文から七仏通戒偈までの次第は、智顗の『法華三昧懺儀』や智昇の『集諸経礼懺儀』による懺法の流れを汲んだ、円仁所伝の『法華懺

法』に似ているので、懺法類の影響を受けて成立していることは疑うことはできない⁽²⁸⁾」とされている。法進『東大寺授戒方軌』付属の大小乗布薩の次第には籌を扱った作法がないこと、布薩作法内で誦される「日没偈」が『集諸経礼懺儀』と『法華懺法』との混合で成立していることは前に示した。良忍作の『略布薩次第』が「布薩戒師作法」「大乘布薩作法」「自恣作法」と似た特色を持つことは、これら法進『東大寺授戒方軌』に付属される三つの作法書が、下記するように円仁（七九四―八六四、入唐・八三八―八四七）によって比叡山で始修された大乘布薩の儀式次第を採り入れつつ成立したことを示すものと考えられる。

円仁著作の『入唐求法巡礼行記』には、円仁が唐で参加したいくつかの大規模な「斎」の次第が掲載されているが、そのうち開成三年（八三八）十一月二十四日、揚州の開元寺で行われた天台大師の忌日斎では、次のような「梵誦」が「作梵」されたという。

云何於此經 究竟到彼岸 願仏開微密 広為衆生説
 （『仏全』一一三、一八〇頁下、円仁著・足立喜六訳注・塩入良道補注「二九七〇」六七頁）

同様の偈は開成四年（八三九）十一月二十二日に赤山院にて行われた講經儀式の中でも誦されたようである。⁽²⁹⁾

これはもとは涅槃經に説かれる偈頌⁽³⁰⁾で、以後に『集諸經札懺儀』『淨土五会念仏略法事儀讚』などに納められている。この偈頌こそ法進『東大寺授戒方軌』付属の「自恣作法」内で頌される、⑭「云何梵」である。

円仁はこれらの式次第を紹介する際、日本で行う作法と通じる場合には「本国の……と同じ」というようにこれを示し、偈頌についても既知のものについては「如来色無尽等の一行の文」と略して示す場合が多いようであるが、この「云何梵」は略さずに全文を示し、「音韻は絶妙なり」と解説していることから、円仁がこのとき初めて音楽的効果をもった彼の偈頌を耳にし、これを日本に伝えた可能性がある。

『入唐求法巡礼行記』にて紹介される斎の儀式次第の大まかな流れは大同小異で、これらの斎の式次第は良忍『布薩次第』と共通している。これによって円仁が唐で体験した斎の式次第を採り入れて大乘布薩を始行し、これが良忍『略布薩次第』に継承された可能性を小寺氏が指摘しておられる。⁽³¹⁾

真寂法親王（八八六～九二七）『慈覚大師伝』（未完のもの）を息子の源英明（？～九三九）が完成させる）によれば、貞観二年五月、円仁は淳和太后をはじめとする百五十人に菩薩戒を授けた後「大乘布薩」を行い、さらに貞観四・五年には円仁の代わりに安慧が伝戒師となって五条太皇太后をはじめとする百人余りに菩薩戒を授けた後「大乘布薩」が行われた。⁽³²⁾『天台座主記』（続類従）本、一二七八～一二九三年に成立）には、「第三内供円仁和尚（諡号慈覚大師）」が「貞観二年（中略）五月十五日始めて大乘布薩を行う⁽³³⁾」とあり、円仁が貞観二年（八六〇）に「大乘布薩」を「始行」したことを伝えている。

小寺氏は『天台座主記』に出る「始行」の意味は「叡山では円仁まで大乘布薩が行われていなかったと理解すべきでなく、円仁によってもたらされた新しい唐風の布薩を始修したことをさしている」と解釈しており、円仁の帰国以前には『明曠疏』に則った布薩が行われていたと推測しておられる。⁽³⁴⁾いずれにしても円仁帰国後から、叡山で行われる「大乘布薩」は、自身が持戒できたか否かを自省する行事から、無始以来現在に至るまで積み重ねた悪業を懺悔滅罪するための儀礼へと変化したものと

考えられる。

以上のことを踏まえると、法進『東大寺授戒方軌』に付属する三作法は、古来より「布薩儀礼で使用されていた」と伝承された次第や台詞や資具を維持しながら、円仁の帰国によって叡山で始行されるようになった「大乘布薩」をベースとし、再構成して作成された次第作法書であったとみるほかない。これら三作法が成立したということは、南都における布薩儀式は鑑真示寂後、執行されなくなつて久しい時代があつたことを示唆する。叡山で始行された「大乘布薩」は、前世から積み重ねた悪業を滅罪するための儀礼なので、僧侶が日々の生活を省みるという主旨で継承されてきた南都の布薩本来の意図とは外れた布薩作法ができあがつてしまった。

「布薩戒師作法」「大乘布薩作法」の中で籌に関する作法が行われず、その後の「自恣作法」において行われるのは、斎に由来するがために籌を扱わない叡山の大乗布薩に倣つた結果、かろうじて継承されていた籌を扱う作法がどのタイミングで執行されるのかわからなくなつたために「自恣作法」を付属するほかなかつたからである。しかし籌が何のために使われるのかということが伝

わらなかつたために、参加人数を宣言した後に籌を数えたり、また籌を使用せずに布薩を行つたり、という不合理な作法として成立してしまった。

法進『東大寺授戒方軌』を収録する『東大寺要録』『雜事章』は嘉承元年（一一〇六）に成立した後、鎌倉時代に至るまで幾度も増補が行われている。⁽³⁵⁾『東大寺授戒方軌』そのものは、道宣の『戒壇図経』などに忠実であるから、⁽³⁶⁾鑑真が日本にもたらした受戒式を法進が示したものとしてよからうと思うが、付属の三作法については、増補分としていつかのタイミングで追補されたものである。小寺氏は「内容的には実範（一一〇八九？）一一四四」の撰述と考へてもよいような一面をもっている⁽³⁷⁾とされる石山寺蔵本『布薩要文』（中ノ川流）を別途紹介されておられるが、こちらには受水、浴籌、行香、受籌、還籌の一連の作法が『行事鈔』などに掲載されるとおりに提示されている。石山寺蔵本『布薩要文』（中ノ川流）の本文奥書には、「建久四年（一一九三）七月廿九日於菩提山寺草案也」とあるので、これらの作法次第の決定をどこまで遡ることができるか一考の余地があるが、『東大寺授戒方軌』付属の三作法は、遅くとも建久四年以前

に、上記のように叡山の大乗布薩を参考にして作成されたものであって、もちろん鑑真が将来したものではないし、この作法次第が実際に南都で執行されたかどうかすらも怪しい。

3 南都における布薩の復興

南都の布薩は俊苐（一一六六―一二二七、入宋…一一九九―一二二二）が十二年の入宋留学中に宋国で行われていた布薩に自ら参加し、帰国してその作法を日本に再輸入したことによって再び息を吹き返したものと考えられる。

俊苐は建暦元年（一二二二）に帰国した後、京都東山に泉涌寺を開基し、嘉祿三年（一二二七）には「泉涌寺遺属誥文」を著して、泉涌寺住持長老は「南山律蔵」と「天台止観」を講義すること、布薩戒師は十牒を満ちた者でなければならぬことなどを定めて（〔資料2〕5）世を去った。嘉禎三年（一二三七）には俊苐の上足である定舜（道号…来円）が海竜王寺において「大小律疏」を講義し、これ以来南都の「布薩行儀」「食堂規式」などが泉涌寺風になったという（〔資料2〕8）。この十年

前の嘉祿二年（一二二六）には泉涌寺内に落成した「講堂」にて初めて「大宋儀則」に倣った如法の夏安居が結ばれており（〔資料2〕4）、定舜は如法の夏安居にて十牒を満ちた講師であった。この講義には、前年に自誓受戒を行って菩薩苾芻になったことを宣言していた覚盛（一一九四―一二四九）・叡尊（一二〇一―一二九〇）、さらには良遍（一一九四―一二五二）などが聴講していた（〔資料2〕8）。

暦仁元年（一二三八）十月二十八日、叡尊は早速西大寺に「結界」を張り、覚盛を説戒師として、翌日に四分布薩、翌々日には梵網布薩を執り行った。覚盛はこの時、「如法」の布薩を執行できたことに涙したという（〔資料2〕9）。さらに四年後の仁治三年（一二四二）には、聖守が東大寺戒壇院でも布薩を興行するようになり（〔資料2〕11）、泉涌寺に倣った南宋風の布薩儀式が、海竜王寺を経て西大寺・唐招提寺・東大寺戒壇院などに伝わり、これらを核として拡散していったことを知ることができる。

すなわち鎌倉期に入宋した泉涌寺僧の介入によって、南宋で執行されていた布薩儀礼が再び南都に導入されて

【資料2】 泉涌寺僧と南都（俊苧の帰国から覚盛『菩薩戒通受遺疑鈔』上梓まで(38)）

	年 号	西暦	事 蹟	典 拠
1	建暦元	1211	俊苧帰朝。	『不可棄法師伝』
2	建暦2	1212	貞慶・覚真によって興福寺に常喜院が建立される。	『円照上人行状』
3	承久元	1219	俊苧「仙遊寺（泉涌寺の前身寺院）」にて夏安居を行う。	「夏中逐日修学排文」(『鎌倉仏教成立の研究 俊苧律師』)
4	嘉禄2	1226	泉涌寺に「講堂（法堂）」が落成し、「大宋儀則」に倣った〈如法〉の夏安居が結ばれた。	『不可棄法師伝』
5	嘉禄3	1227	俊苧は「泉涌寺遺属誥文」を著し、泉涌寺住持長老は、「南山律蔵」と「天台止観」を講義すること、布薩戒師は十臘を満ちた者でなければならないことなどが定められる。	「俊苧律師遺文」(『鎌倉仏教成立の研究 俊苧律師』)
6	貞永元	1232	貞慶は『海龍王寺禁制状』を著し、貞慶再興後に海竜王寺に住した「隠遁之人」は戒律を本宗とし、法華を兼学すること、恒例として夏90日間は安居をすべきこと、5年間問問を積むことが「仏制」に適うことなどを提唱した。	「海龍王寺文書」(『大和古寺大観』五)
7	嘉禎2	1236	8月30日より、覚盛・叡尊など4名が東大寺羅索院において自誓受戒を行う。	『感身学正記』など
8	嘉禎3	1237	俊苧の上足である定舜（道号：来円）が、海竜王寺において大小律疏を講義し、以来「布薩行儀」「食堂規式」などが泉涌寺風になった。	『円照上人行状』
			前年に自誓受戒を行った覚盛・叡尊と、良遍などが聴講した。	『徹底章』
9	嘉禎4	1238	叡尊、西大寺で「正法」を興すことを誓い、仮に北面を僧堂として「住持三宝之規則」を模すことを宣言。また同年西大寺で安居を結び、解夏後の7月16日に興福寺松院で「自恣」を行った。	『感身学正記』（暦仁元年条）
			9月、覚盛『菩薩戒通別二受鈔』上梓。	覚盛『菩薩戒通別二受鈔』
			10月28日、西大寺に「結界」を張り、翌日に四分布薩を行い、翌々日に覚盛を説戒師として梵網布薩を行う。	『感身学正記』（暦仁元年条）
10	仁治元	1240	4月16日、結夏儀礼を行う。安居はこれまで大僧・沙弥の区別がなかったが、この年に初めて分別した。	『感身学正記』
11	仁治3	1242	聖守が戒壇院に住むようになり、僧に請われて布薩を行い、人に僧食を勧めた。聖守は海龍王寺の迎願上人を招いて上座とし「一夏練行三時修塋」を行った。迎願上人は戒壇院で一夏安居を過ごした後、海龍王寺に帰った。また海住山寺の禪観（諱：長聖）を招いて『梵網古迹』の講義をしたり、笠置般若台の修禪を招いて上座とし、修習法行したりした。	『円照上人行状』
12	寛元2	1244	4月10日、良遍『菩薩戒通別二受鈔』を上梓。	良遍『菩薩戒通別二受鈔』
13	寛元3	1245	9月中旬、覚盛・叡尊によって、家原寺で〈如法〉別受の受戒が行われる。	『感身学正記』
14	寛元4	1246	11月11日、覚盛『菩薩戒通受遺疑鈔』上梓。	『菩薩戒通受遺疑鈔』

現在に伝えられたと考えられる。

南都の布薩儀礼復興のための中継を担った泉涌寺の布薩儀礼次第は鎌倉後期忍宗作の『南山北義見聞私記』（二四四〇年信違書写、以下『私記』と略）に収められており、泉涌寺やその末寺の浄土寺（尾道市）・東向観音寺（京都市）に伝来し、戦国期に泉涌寺と唐招提寺の住持を兼務した象耳泉契による写本が唐招提寺にも保持されている。⁽³⁹⁾

『私記』に示される四分布薩の次第は、鎌倉時代中後期に活躍した泉涌寺僧の大燈源智にまで遡るもので、南宋律院の儀礼作法に基づくものである。⁽⁴⁰⁾ この次第は『行事鈔』卷上四「説戒正儀篇」に指示される通りで、その作法で使用される偈文も全て『行事鈔』に基づいており、宋音で発音するように指示される。すなわち中国においては、道宣が指示した布薩作法が唐から宋に国替えされてもそのまま継承されており、それが再びそのままの形で日本に伝えられたと考えてよい。偈文などの発音などは異なるが、鑑真が日本に紹介した布薩次第もまたこの通りだったと考えられるだろう。

今回紹介する『規要記』で使用される偈文もまた『行

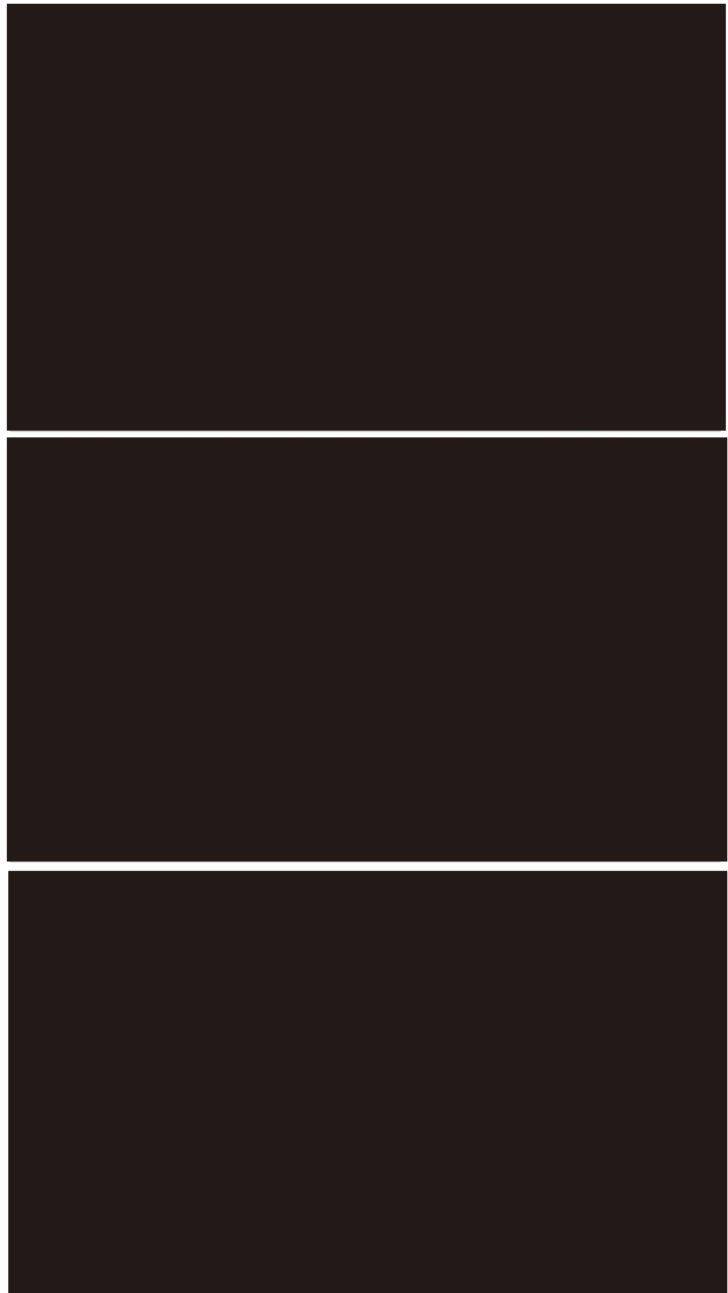
事鈔』卷上四「説戒正儀篇」に基づいており、次第も『行事鈔』をそのまま継承したものである。うち使用される唄は宋音で発声するように指示されている。『私記』と『規要記』には「優婆離唄」「後唄」という梵唄が披露されるが、この唄の博士・宋音を記した凝然の書写本が東大寺に保管されている（資料3）。十四世紀初頭には東大寺において泉涌寺と同系の布薩儀礼が保持されていたことの証左であろう。

また十四世紀末の東大寺戒壇院で使用された『規要式』が現在唐招提寺に保持されているのは、東大寺戒壇院の法則も唐招提寺の法則も本来同一だったために違和感なく書写伝持されたことを示すと考えられる。筆者は西大寺に伝わる布薩儀礼法則は未見であるものの、泉涌寺に伝わった布薩作法が、まずは海竜王寺を経て覚盛・叡尊によって、唐招提寺・西大寺に伝わり、それから東大寺戒壇院にも弘まった、とする以上の史観に基づけば、西大寺の布薩儀礼もおそらくはこれらと同様のものだろう。

4 梵網四分合行布薩の流行

ここで注目したいのは、『規要記』が梵網と四分の合行布薩の次第書として成立している点である。『私記』に紹介される「梵網布薩章第七」には「泉涌寺では齋の

前に四分布薩（小乗布薩）を行い、齋の後に梵網布薩（大乘布薩）を行っている」としながらも、「私（＝忍宗）の意向」で梵網布薩の「四分合行」の法則が掲載されている。『私記』が成立したと考えられる鎌倉後期の関東律院では、四分布薩と梵網布薩を合同で行うことが主流



【資料3】 優婆離唄（凝然自筆・東大寺所蔵）

となっていたことが推測される。

泉涌寺における布薩儀礼の変遷についてはひとまず措くとして、南都においては覚盛が主張した「通受」の受戒儀の一般化によって、梵網四分合行布薩の執行が促進されたものと考えられる。前掲の年表にみられるように、嘉禎二年（一二三六）叡尊らとともに自誓受戒によって如法の「菩薩大苾芻位」（＝菩薩僧）になったことを宣言した覚盛（資料2）7）は、この自誓受戒＝「通受」の正統性を論じるために、嘉禎四年（一二三八）九月には『菩薩戒通受二受鈔』を（資料2）9）、寛元四年（一二四六）十一月十一日には『菩薩戒通受遣疑鈔』を上梓した（資料2）14）。

そもそも南都においては、鑑真来朝以来、四分律に基づく白四羯磨法による受具足戒によつてはじめて比丘（僧侶）としての本性を受けると考えられてきた。平安期に入り、日本天台宗を開いた最澄（七六六～八二二）が具足戒を小乗戒として棄捨し、菩薩戒である三聚淨戒を護持することを確認する三聚羯磨法による受菩薩戒によつて比丘・菩薩の両性を得ると主張した時も、南都からは出家・在家に通じる菩薩戒の受持によつて、どうや

って比丘としての本性を受けるというのか、という教義上の問題が投げかけられている。天台僧だった俊虜は、留学先で受菩薩戒によつて比丘性を得るという日本天台独自の戒観を披露したが、南宋の南山宗僧はこれを否定することができなかった。帰国した俊虜は、三聚羯磨法を使用した「自誓受戒」によつて如法の僧侶を生成していったとされる。三聚羯磨法での受戒による比丘性の獲得が「本家」である南山宗から否定されなかったことは、南都にとって衝撃だっただろう。しかし仏法継続の使命感に燃える若き覚盛とその友人たちは、この事実を受け入れて如法の菩薩僧となるために嘉禎二年（一二三六）「自誓受戒」を執行する。すなわちこれは、これまで南都が否定してきた叡山の受戒法が南都において肯定的に執行される最初であつて、これまでの南都の歴史を覆す革命的な出来事であつた。だからこそこの「自誓受戒」の南都における正当性は様々に問われ、確かな証拠の提示責任が覚盛たちに課せられたことが想像される。これに応えるために執筆されたのが『菩薩戒通受二受鈔』『菩薩戒通受遣疑鈔』であつた。叡山の「自誓受戒」は南都においては「通受」と言い換えられ、全く異なる典

掬をもつ同一の受戒法として成立した。三聚羯磨法によつて比丘・菩薩の両性を得る方法が、実は南都所伝の典籍からも証明できることを明らかにしたのは、全く覚盛の發揮であつた。⁽⁴⁾

南都では一般に、三聚淨戒の第一摂律儀戒に四分律をおさめ、第二摂善法戒に梵網戒をおさめるとされる。これらに第三摂衆生戒を加えて、あらゆる戒律を一度に受戒するのが「通受」である。そうであるならば、受けた戒条を確認する布薩儀礼は、少なくとも四分律と梵網戒の持戒を確認する儀礼でなければならない。

『規要記』が梵網四分合行布薩の次第を記しているのは、この頃(十四世紀末)には通受による受戒がすでに一般的であつたことを示すものではないだろうか。『私記』にも同様に合行の作法が示されていることは、泉涌寺系の関東方面末寺においても同様のことが起こつていたことを示唆するものかもしれない。

泉涌寺における「自誓受戒」も、南都における「通受」も、当初は三師七証となる最低十名の如法僧を生成するための便法であつた。十名以上の如法僧がいれば、南宋で執行されている正式な受戒が行えるし、鑑真が日

本にもたらした正式な受戒(別受)の復興がかなう。しかし教義の上から、通受によつても別受によつても、同等に如法の僧侶となることが確認できるのであれば、十名以上の僧を揃え、具足戒と菩薩戒の受戒を別個に行う(別受によつて受戒した場合は比丘性のみを得るので、その後菩薩性を得るためには受菩薩戒が必要である)ことは、単なる「形式」に過ぎなくなつてしまう。通受の教義が完璧でなければ白四羯磨法での受戒を執行できる如法僧にはなれないが、通受の教義が完璧であるがゆえに、本来の白四羯磨法による受戒儀式は形骸的なものとみなされざるを得なくなつた。こうして日本においては通受による受戒が一般化していったものと考えられる。

三 梵網四分合行布薩次第作法

ここでは『規要記』に指示される次第を『私記』の記述(「四分布薩章」「梵網布薩章」、西谷功「二〇一八」六二一～六四三頁)によつて補いながら、そこに示される梵網四分合行布薩の次第作法を復元してみたい。

前述したように『規要記』は梵網四分合行布薩の次第

作法を記す。『私記』によれば、梵網四分合行の布薩は、四分布薩とほぼ同じ次第で行われるが、そこで使用される偈には節が付けられて音楽的に誦される。また四分布薩で使用される偈などは全て宋音で発音されるのに対し、梵網四分合行の布薩では同じ偈が全て呉音で発音される。また偈中の「羅漢」の語が「菩薩」に変更されるなど、偈文の一部が大乘に通じる文言に置き換えられる。さらに四分布薩では聖僧像を衆僧の上座として設置するが梵網四分合行布薩ではこれを設置せず、したがって香水などの衆僧をめぐる儀式は、四分布薩であれば最初に聖僧に向けて執行されるが、梵網四分合行布薩の作法ではこれを省略し、まず長老に向けて執行される。

1 早朝布薩白

布薩日には、維那が「大徳僧よ聴け、今日は白月（あるいは黒月）十五日（あるいは十四日）である。衆僧和合して、戒壇院の道場にて布薩説戒いたします」と知らせなくてはならない。

『私記』「四分布薩章」では「当日粥の時」に直日（一日交替の作務当番）が聖僧前にて焼香し、静（槌砧とも）

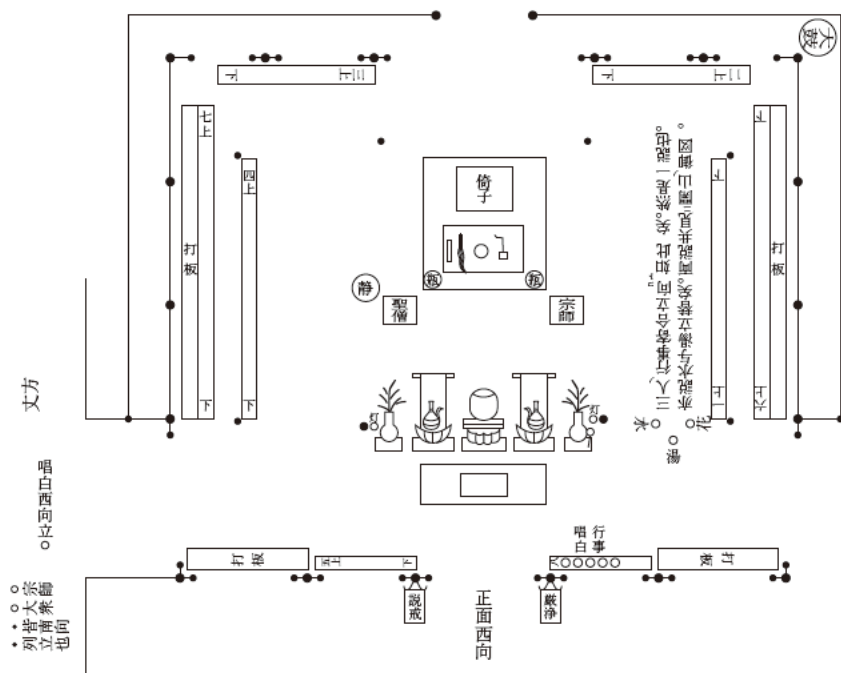
を打って合掌し「宋音」で台詞を述べるよう定められている。⁽⁴²⁾『規要記』の台詞は訓読されているので、南都では日本人に意味がわかるように台詞部分は和語で語られたことがわかる。

2 上座教勅

維那による白が終われば、長老（『規要記』では「上座」と表記されるが、上臈の者との区別が難しいので『私記』にならって「長老」とする⁽⁴³⁾）が「今日は四分梵網両説戒の日です。十方の賢聖が皆同じく随順する日です。作法にしたがい、「定められた」時刻に一箇所に集合し、布薩を行いましょう。他の用事を優先して、懈怠することがないように」と宣言する。

この台詞は『行事鈔』には出ておらず、『私記』「四分布薩章」によれば泉涌寺でも発せられなかったようである。しかし「東堂住飯山之時」の作法（鎌倉時代後期頃の相州における泉涌寺流の主要寺院であった飯山寺（厚木市）に伝わっていた作法）によれば、直日の白の後に長老が合掌して「大徳僧聴、今日、衆僧説戒ノ日也。十方賢聖（云々）」⁽⁴⁴⁾と宣言することが定められており、これにした

【資料4】 堂内荘厳（四分佈薩の場合） 向かって左が北である。



がったものであることがわかる。この後、泉涌寺流作法では、直日が静を一打し、十仏名が唱えられる。早朝のうちに「説戒」の排が僧堂前に懸けられ、道場の莊嚴が行われる。

道場の莊嚴はおおむね四分布薩時（資料4）と同じであるが、梵網四分合行布薩の場合は説戒師が座る椅子前の卓上に、梵網經と麈尾^{しび}を横たえて置くよう指示される。また聖僧座・宗師座は設けず、南側の連床（主に禪宗僧堂内にある連なり並んだ単のこと）の西端の畳に座布団を重ねたところを長老（宗師）の座とする（図中「一上」とされる場）。このように中世の布薩儀式を現在に伝える資料群は、いずれも連床が当然とされる場で布薩の執行を指示しており、泉涌寺と相州における末寺の僧堂東大寺戒壇堂が、いずれも現在の禪宗様式のしつらいであつたことを物語る。

3 作相

衆僧を集めるために大鐘を撞く。

『私記』では寺院内の三箇所にある「響版」を三回打つてから「洪鐘」を撞くと指示している。

4 三頻作相

大鐘の音を聞いた衆僧は堂外の庇廊に一行に集合する。西側から臈次の高い順に整列する。『私記』によればこの時、衆僧は威儀を整え、念珠・扇は持たない。数名ずつ堂に入って焼香したら、それぞれに便宜の場所に坐具を広げて三拝し、坐具を収めて合掌し、もとの場所に又手して整列する。最後尾に役者四人が臈次の順に並び、最末に維那（『私記』では「唱白師」と表記される）が並ぶ。『梵網布薩章』によれば、梵網四分合行布薩の場合には沙弥もこれに加わるが、沙弥は比丘の後ろ、維那を含めた五名の役者の前に臈次順に並ぶようである。⁽⁴⁵⁾ 在家者も参加する場合は、おそらく沙弥の後ろに並ぶのであろう。ほとんどの衆僧が並び終わった頃を見計らって長老が堂に入り、焼香礼拝を行う。長老が出堂したら、承仕が堂内の太鼓を三度打つ。一度目の太鼓の音で、長老が列の最前に加わる。二度目の太鼓の音で、維那が肘に鈴を懸け、合掌して長老の前に到り小揖する。この時、長老も合掌する。次に長老の左側に西を向いて立ち曲躬（体をかがめて低く頭を垂れる）する。この間に二度目の太鼓

の音が消え、三度目の太鼓が鳴る。維那は輪を用意し、太鼓の音が消えれば輪を二度鳴らす。

5 聞鐘偈

長老が聞鐘偈を唱える。

5-1 聞鐘偈

降伏魔力怨 除結尽無余 露地擊捷槌 比丘聞当集
諸欲聞法人 度流生死海 聞此妙響音 尽当雲集此

この偈には節が付けられており、音楽的に誦されることがわかる。これは梵網四分合行布薩の特色である。

『私記』によれば四分布薩の場合はこの偈は宋音で誦されるはずであるが、梵網四分合行布薩の場合は呉音で誦される。以下の偈も全て同じである。魔力怨以下は衆僧同音である。

6 入堂

聞鐘偈を唱え終わると、維那が輪を一打し、衆僧を率いて合掌して堂に入る。維那は衆僧を率いて堂の正面から入る。衆僧は連床の西端から東へ向けて、臈次順に座

に着く（四分布薩の場合は南側の連床の西端に来た時に、長老は列から離れて一人椅子の前に歩み寄り、西に向かって立つ）。維那は衆僧が座に到着するたびに振り返り、一人ひとりにその人の座を示すようにしなければならぬ（この時、全員が着座するまで左周りに堂を回ることになる。『規要記』に「左に転じて」というのはこのことを指すのであろう）。

全員が着座し終われば、維那も自身の座席に移動して輪を二度鳴らす。この時、衆僧は同時に問訊（手を合わせ、体を曲げて頭を低く垂れる）して坐具を広げて敷き、維那も輪をそばに置いて坐具を敷く。坐具の上で踞坐し、維那は輪を二打する（『私記』では一打とする）。衆僧は同時に立つて三度礼拝する。礼のたびに輪を一打し、三拝が終われば輪を二打する（『私記』では、輪一打の後、まずは曲躬、輪一打の後、五体投地、輪一打の後、起立して三拝し、三拝の三度目の礼拝で頭を上げる時に輪二打、とされる）。礼拝が終われば衆僧は坐具の上で踞坐合掌し、長老が出声して持戒清浄偈を誦す。

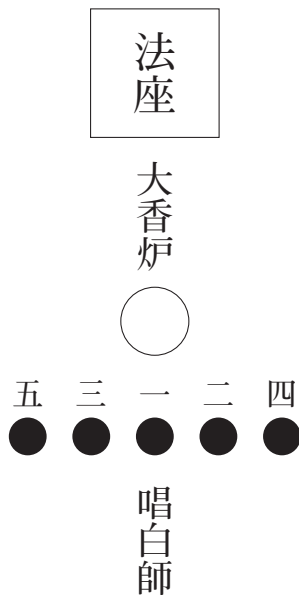
6-1 持戒清浄偈

持戒清浄^同如满月 身口皎潔無瑕疵 大衆和合無違諍
爾乃可得同布薩

「清」以下が衆僧同音であると指示されるが、『私記』によれば「如满月」以下が衆僧同音とされている。なお北川智繁長老所持本（底本）には、偈末に「二丁」とある。二度偈を読む意であろうか。あるいは輪を二打する意かもしれない。

7 維那行事作法

持戒清浄偈を唱え終わると、衆僧はそれぞれに坐具を畳み、連床に坐具を置いて着座し、威儀を整える。維那と行事役の四人が同時に床から下りて床の前に立つ。こ



【資料5】 維那と役者の整列順

の時、維那のみは臂に坐具を掛けておく。全員で合掌問訊（『私記』では合掌曲躬とされる。問訊と曲躬はあまり区別されずに使用されているようである）した後、維那を先頭として臈次順に仏前（正面）に立つて合掌する。この時【資料5】のように整列（唱白師）とされるのは維那の意、また「法座」とは【資料4】にて「椅子」とされる箇所であろう）し、調えば同時に問訊する（『私記』には曲躬和南問訊とする）。

維那から順に香水・香湯の前に到る。

まずは維那のみが一人でもう一度曲躬した後、香水の前に至り、踰跪合掌（『私記』では踰跪する前に小揖するよう指示）して香水偈を唱える。『規要記』ではこの時、右の履き物を脱ぐことが指示されている。

7-1 香水偈

八功德水淨諸塵 盥掌去垢心無染 執持禁戒無欽犯
一切衆生亦如是

香水偈を唱え終わったら、右手で水瓶を取り、左手の盥の中に差し入れて水を少しだけ入れて水瓶を元に戻し、右手を左手に寄せ合わせて洗うような仕草をする。次に

右手で手巾を引き寄せて両手を拭くような仕草をする。拭き終わったら手巾はもとのようにぶら下げる。維那が起立して合掌曲躬する時、右側にいる第二臈の役者もこれと同時に曲躬する。

維那が香湯の前に移動したら、第二臈は第四臈の後ろを通って香水の前行き、両者がそろったら同時に合掌曲躬し、共に踰跪合掌する。まず維那が香湯偈を唱える。

7-2 香湯偈

香湯薫沐澡諸垢 法身具足五分充 般若円照解脫満
群生同会法界融

香湯偈を唱え終わったら、左手で湯瓶を取り、右手の盥の中に差し入れて水を少しだけ入れて湯瓶をもとに戻し、香水の時と同じように手を洗い手を拭くふりをする。その後に第二臈が「八功德水」から始まる偈を唱える。唱え終わると、先ほどと同様に手を洗い手を拭く。次に維那と第二臈は同時に起立し、第三臈も含めて三人同時に曲躬する。

維那は左側に立つ人の後ろを通って正面のもとの位置に戻って立ち、第二臈は香湯の前に、第三臈は香水の前

に進み出て、もう一度三人同時に曲躬する。その後、維那坐具を敷いて常のように三拝し、合掌したまま立つ。二人は踞跪合掌して偈を唱え、手を拭くまでの作法を前と同様に行う（『規要記』は「行事役の第四臈が香水の所へ行こうとしたら、維那は行事役の後ろに坐具を広げて三礼する」と指示するが、これは「第三臈」の誤りかと思う）。その後の二人も同じように行いが、最後の第五臈は、香湯の前に行った時には一人で偈を唱えて手を洗う。

第五臈は作法が終われば正面のもとの場所に戻って立つ。互いに合わせて五人同時に合掌し、机の前に歩み寄る。ただしこの時、維那だけは坐具を敷き、履物を拝席の前に脱いで置いたままにしておく。下臈の二人（第四・五臈）はそれぞれ端からまっすぐ柱の内側を通って手巾の所へ行き、これを取ってもとの場へ戻る。この時、手巾の両端は地に着かない程度に両手で横を持つ。上臈の三人（維那・第二・三臈）は蹲踞したままである。

8 浴籌偈

上臈の三人は机の前で蹲踞したまま、このうち維那は籌箱を開け、蓋を大きめの散華鉢の上に横にして、箱は

東側、蓋は西側になるように並べ置く。維那は籌を十ばかり取り、両方の二人はそれぞれ瓶と盥を持つ。右の人（第二臈）は右に瓶、左に盥を持ち、左の人（第三臈）は左に瓶、右に盥を持つようにする。維那は籌を横にして持ち、まず右側へ差し出す。右側の香水役（第二臈）が盥を寄せて水を籌の端に注いで洗う。水を注ぎながら、維那は浴籌偈を唱える。籌を香水で注ぎ終わったら、今度は籌を左側へ差し出し、香水の時と同様に香湯役（第三臈）が香湯を注ぐ。こうしている間に偈を誦し終わる。四分布薩の場合には、この偈の「菩薩」部分を「羅漢」に変更する。

8-1 浴籌偈

菩薩聖僧衆 凡夫衆和合 香湯浴淨籌 布薩度衆生
浴籌偈を唱え終わると、維那は籌を横にして両手に持ち（ただし『規要記』では後に籌箱を移動させているようなので、おそらくこの時洗った籌を箱に収めて箱を横にして両手に持つのだろう。詳しい作法が『規要記』にはないので、ひとまず『私記』によって今後も籌そのものを持つ作法について記す）、香水・香湯の二人の役者はそれぞれに左手

に盥を持ち、右手に瓶の首を握って、三人同時に起立し、五人そろって後ろ側の正面のものと位置に戻る。

もとの位置にそろって立ったら、それぞれに調度を持ったまま同時に曲躬して、まず香湯役が香湯手巾役（第五臈）の後ろを通って静かに静じようの所へ行き、静の覆いを取り、静の柄を引っ張り出して、小さく曲躬するようにして静の柄を洗うように、香湯を少し盥の中に垂らす。すると、香湯手巾役が香湯役と同じように静かに静の所へ向かう。香湯役が去れば、香湯手巾役はすみやかに静の所に寄って、静の柄を拭くようにした後、元に戻す。

この時、香水役は香湯手巾役が続いて移動し、まっすぐに長老の前に行く（四分布薩の場合はまず聖僧の椅子の前に行って作相し、それから長老の前に移動する）。長老は香水役が来たのを見て合掌し、香水偈を唱える。香水役は水瓶と盥を持ったまま、まずは小揖し、次に蹲踞して香水を盥の中に垂らす。香水役は起立してまた小揖し、次の上座の前に移動する。香水手巾役（第四臈）は香水役に続いて長老の前に至り、香水役が立ち去る時に、手巾を両手に持ったまま進み寄って、まずは小揖し、次に蹲踞して少し右手を捧げて手巾を進める。すぐに起立し

て、また小揖し、香水役にしたがって次の上座の前に行く。

これら四人の役者が正面から静の所に至るか長老の前に至れば、維那は籌を両手に持ってゆつくりと静の所に至り、衆僧が香水・香湯を終えるのを待つ（『規要記』では、維那は籌箱を静の所へ運んでいるようで、籌箱を静の近くに置き、蓋を取って十二・十三ばかり取り出して横にしてこれを両手で持って立ち、役者全員がもとの席に戻るのを待つよう指示されている）。

香湯役と香湯手巾役は、静の所から香水手巾役が続いて長老の前に到り、そこから次の上座の前に到って、香水の場合と同じようにする。続いて香水役は臈次順に並んだ衆僧に次第してこれを行う。衆僧は香水が来るのを見たら、合掌して香水偈を唱える。

上座以降は長老の前で行った礼儀は行わず、ただ少しだけ屈んで盥を寄せるのみである。香水が目の前に来たら、衆僧は両手を盥の中に入れて手の平を上にして水を受ける。皆が同じように偈を唱え、水を受ける。次に香水手巾についても同様にこれを行う。さらに香湯・香湯手巾の場合も同様である。この作法は香水が自分の前に

来た時に偈を唱えるので、次々に偈が連なって唱えられることになる。香水の偈が終わればすぐに連ねて香湯の偈を唱える。

このように衆僧全員をめぐり終わると、四人の役者はもとの正面の場所に戻って立ち、調度を持ったままで同時に曲躬し、それぞれ所持のものをもとの場所へ戻す。その後、四人は一同に後ろを振り返って正面のもとの場所に立ち、同時に合掌曲躬する。第二臈から順にその下座の後ろを合掌しながら通つてもとの座に着く（『私記』ではこの時、第五臈は合掌しながら連床の前を通つて維那の後ろに至り、少しばかり離れて叉手して立つよう指示される。彼がそのまま籌の回収役を担うのである）。

以上の衆僧の香水・香湯の作法は、『行事鈔』では維那（上座）が籌を洗っている間に行われることになっている。維那が唱える洗籌偈が、衆僧が次々に唱える香水偈・香湯偈と混じり合つて聞こえなくなってしまうことを避けるために、作法が改められたものであろう。

9 敬白

衆僧が香水・香湯を終え、四人の役者がもとの場所に

戻れば、維那は左手に籌を握り、右手で静の真ん中より少し上を持って静を一度打ち、次のように敬白する。以下、維那の台詞部分について、合行布薩の場合と四分布薩の場合とで異なる場合、四分布薩の場合の台詞を右側に付す。

敬つて申す。^{大徳}諸仏子よ、合掌して心して聞きなさい。

ここ南閼浮提の大日本国某甲郡某甲道場にいる、我が本師釈迦牟尼仏の遺法の弟子たる出家^{出家}在家の菩薩たちよ。私が思うに、生死輪廻する「期間がこんなにも」長劫に至っているのは、すなわち「これまでも」無上慈尊にお目にかからなかったからでしょう。今生にもし解脱したいという心を発さなければ、再び「六道を輪廻し」流浪することでしょう。だから「今日の」この日に「皆」同じく三宝を崇め、^{毘尼}大乘を渴仰し、律師を奉請して、衆生のために菩薩戒蔵^{毘尼戒蔵}を宣伝いたしましょう。この功德をたすけとして、龍天八部衆の威光を自在ならしめ、皇帝陛下の徳が民衆に感化すること極まりなく、王子や諸宮の福寿が万葉にも延長し、師僧・父母が常に安寧を保ちつづけますように。見聞随喜する宿業の障りが水のよ

うに解け、三途四趣の罪業が霜のように消えますように。願わくば我等と法界の有情とが、同じく浄土に生まれますように。

次にもう一度静を打ち、次のように述べる。

諸仏子よ、諦^{あき}らかに聞きなさい。あなたたちは今身より仏身に至るまでのその中間において、邪を捨てて正に帰り、悪を断じ善を修し、菩提心を発し、菩薩戒を持ち、菩薩行を行うことができますか、できませんか。

これらの維那の台詞は、『行事鈔』には全く見ることができない。しかし『私記』の「梵網布薩章第七」には、維那（唱白師）が静を一打した後、「敬^テ白ス。諸仏子」等の敬白をした後、もう一度静を打ち、「諸仏子諦聴⁽⁴⁶⁾」等を唱えるところがある。これを指すのであろう。これらの台詞はいずれも『明曠疏』を典拠としたもので、最初の敬白文は前述の法進『東大寺授戒方軌』付属の「自恣作法」内で語られる台詞（『資料1』ア）、良忍『略布薩作法』内で語られる台詞とほぼ一致する。また再度の打静後に語られる「諸仏子諦聴」から始まる台詞は、前述「自恣作法」内で語られる台詞（『資料2』イ）に続く文

である。

10 籌収護

維那は静を一打し、次のように三度訴える。

諸^{大徳}仏子よ、諦^{あき}らかに聞きなさい。皆の中の若い者で、誰か籌の収護をしてくれる人はありませんか。

若い役者で最下臈の者が座から立ち、維那の後ろに行つて合掌して立つ。

『行事鈔』には「収護の収は衆具を整理することを意味し、護は法事を監督することを意味する」とされる。すなわち籌の回収者を選出する作法である。

11 清浄菩薩の入堂

維那は静を一打し、次のように三度訴える。

諸^{大徳}仏子よ、諦^{あき}らかに聞きなさい。堂外に清浄^{沙門}の菩薩がおります。「彼が堂内に」入ります。

12 行 籌

維那は静を一打し、次のように三度訴える。

諸^{大徳}仏子よ、諦^{あき}らかに聞きなさい。この若い役者が収

護役を引き受け、外の清浄の大菩薩沙門は「堂内に」入

りました。「堂の」内も外も寂静で、難事もありま

せん。籌を行じ布薩を行う環境が整いました。私は

仏子比丘某甲、衆僧のために籌を行じ布薩を行います。衆

は一心に念じて布薩を行ってください。どうぞ上中

下座と次第して、如法に籌を受けてください。

維那は静を一打し、かすかな声で次のように一度説く。

「皆さん」全員が菩薩人「が配る」籌を受けてくだ

さい（あるいは、「皆さん」全員が菩薩囑授人から籌を

受けてください）。

これを聞いた長老以下の衆僧は皆連床から下りて、坐具を敷き、跏趺合掌する。

維那は籌を横にして両手で持ち、長老の前に至る（四分布薩ではまず聖僧前47に至る）。維那は籌を持ったままで

小揖し、次に蹲踞して右手で籌を一支取り、長老の手の

上に横にして置くと、起立して再び小揖し、次の上座の

前へ移動する。上座以降には小揖は行わない。長老は維

那が前に来たら香水偈の時と同じように受籌偈を唱えな

がら、手の平を上にして両手を上げ、籌を受ける。

12-1 受籌偈

金剛無礙解脱籌 難得難遇如今果 我今頂戴歡喜受

一切衆生亦如是

収護役は静のところから、維那にしたがって歩み、維

那が長老に籌を授けて立ち去る時に進み寄り、まず合掌

曲躬して、蹲踞して長老から籌を受け取り、籌を両手に

持ったまま立ち上がって小揖する。長老はこの時、還籌

偈を唱える。

12-2 還籌偈

具足清浄受此籌 具足清浄還此籌 堅固喜捨無欠犯

一切衆生亦如是

収護役は維那にしたがって、臈次順に衆僧をめぐり、

籌を集める。

『私記』には、近年、偈文の中に「我今頂戴」とある

から籌を受けたらこれを額に触れるようにし、偈文の中

に「還此籌」とあるから籌を返す時は受け取った籌を逆

手にひっくり返してから収護者に返す、という者がいる

が、このようなことはなるべくしない方がいいとされる。

作法が乱れるからであろう。

全員の籌が集まると、維那と収護役は堂の北側の連床の中ほどに到り、連床から二、三尺ばかり離れた所で、互いに籌を横にして持ち、立って向かい合う。この時、維那は東側、収護役は西側に立つ。互いに小揖してから踞跪して、まず維那が自分の籌一支を右手に握って横にして額の高さほどに捧げ、受籌偈を唱える。続いて還籌偈を唱える時に籌を収護役に返す。収護役がこれを受け取ると、もう一支籌を取って収護役に授ける。収護役はこれを受け取り、同様に右手に捧げて受籌偈・還籌偈を唱える。偈を唱え終わると維那と収護役はともに立ち上がり、維那は静の所に戻り、収護役は籌を横にして持つて長老の前に持参し、籌を持ったまま小揖踞跪し、籌を渡して静の所へ戻る。

静の所に戻った維那が静を一打して「次に沙弥籌を行う」と宣言して比丘の時と同じように受籌・還籌し、先ほどと同様に収護役は集めた籌を長老に渡す。収護役が静の所に戻った後、維那が静を一打して「次に在家籌を行う」と宣言した後に同様に受籌・還籌し、収護役は集めた籌を長老に渡す。維那も収護役も左回りでもとの座に戻る。長老が籌を総合し終わると、維那が長老の前に

行き、まず曲躬・合掌・蹲踞する。長老は籌を横たえて両手に持ち「この一住処の一布薩、出家菩薩〔若干人、在家菩薩若干人〕、都合若干人」と述べて籌を維那に渡す。維那は両手を掲げてこれを受け取り、籌を横たえて持つて起立小揖し、後門をくぐって静所へ到る。

『規要記』では、このように籌は受け取った長老が数えるよう指示されており、『私記』によれば同様の作法が飯山寺・覺園寺で行われていた。一方、泉涌寺では収護役が数えて長老に籌を渡す時に数を報告する作法がとられていたようである。

静の所へ戻った維那は、籌を持ち静を一打して次のように呼びかけ、静を一打する。

諸仏子よ、諦らかに聴きなさい。この一住処の一布薩には、已受菩薩^{大僧・比丘若干}大戒者、弁事衆^{大僧}（長老に侍して雑務を行う者）若干、結縁衆若干、都合若干。それだけに仏法中に清浄出家し、和合布薩をしようとしています。上は仏の教えにしたがい、中は四恩に報い、下は衆生のために、それぞれ経^律にある清浄妙偈を誦しましょう。

12-3 清淨妙偈

清淨如滿月 清淨得布薩 身口業清淨 爾乃応布薩

13 取 籌

清淨妙偈を唱え終わったなら、維那は籌を持って静の所から仏前（正面）の拝席の前に至り、小揖して履物は着けずに、歩み寄って籌箱に籌を収める（『規要記』では維那は籌箱ごと静の所へ移動させているので、籌箱を持って移動する）。この時、籌を二支取り出し、それぞれ左右の盥の上の瓶のそば（『私記』では瓶の前に横にして置く）と指示される）に置き、籌箱の蓋を閉める。花合を取って、籌箱の上に置く。起立問訊して（『私記』では起立合掌のみ）坐具の所に戻る。履物を脱いで香水・香湯の時から広げたままの坐具の中央で蹲踞した後、右手で坐具を取る。この時、維那は「7 維那行事作法」の最初に脱いだ履物を着け、坐具を畳んで臂に懸け、ついで合掌小揖する。

14 請戒師

維那はまっすぐに仏前を通って説戒師となる長老の所

へ行き、問訊（『私記』には小揖）する。この時、長老も合掌する。維那は坐具を広げ、踰跪合掌して長老を説戒師として請う。

維那「上座よ、慈悲をもつて衆のために説戒をしてく

ださい」

長老「この説戒事、まさに私が行いましょう」

もし長老以外の方が説戒する時には、長老が次のように教勅する。「皆さんの中に某甲律師という方がいます。彼の所に行つて僧差説戒と言いなさい」と。維那はこの勅を受けて、彼の座前の下に坐具を広げて、互跪して「僧差説戒」と一度言う。ただし『規要記』にはこの作法は「四分布薩時」とされており、合行布薩の場合には他の者を差すことなく、必ず長老が説戒師役を行ったものかもしれない。ちなみに『私記』はこの場合の長老の台詞を以下のように指示している。

この説戒事、某甲に任せましょう。戒文に通じていなければ、おそらくは衆僧を悩ませてしまうでしょう。この中には某甲がいます。律師は説戒を行うことができます。まさに行つて「僧差説戒」と言いなさい。

維那^は次に唄師の前に行き、問訊（『私記』の場合は小揖）してから静の所へ戻る。『私記』によればこれは唄の意味であるから、唄師は合掌してこれに応える。説戒をする人の方が身分が上なので、先に請唄し、後に説戒を差すようなことがあつてはいけない。

維那は両師を差し終わったら合掌したまま後門を通じて静所に戻り、一打して説戒師と唄師が決まったことを告げる。

^{大徳僧よ聴け}
諸仏子よ諦らかに聴け。衆は律師某甲大徳を差して、衆のために説戒していただきます。唄^{梵唄}匿は某甲律師

です。『説戒師は』高座に昇ってください。

指名された説戒師は座から立ち上がり、坐具を取って臂に懸け、合掌したまま左回りに正面から拝席の前に到って、まず合掌曲躬。この時には衆僧も合掌する。再び正面の大香炉の所へ行き、焼香する。喝食・八齋戒・行者などが香合を持っている時は、説戒師が香炉の所へ行った時に、香水の方から歩み寄って香合を開け、蓋を下に重ねて両手に捧げる。説戒師は香を取って焼香し、その後は香合を持って一人で高座に昇り、卓上に香合を置く。

説戒師は焼香が終わればもとの拝席に戻り、合掌曲躬して坐具を敷き、三拝。この時の第三拝は和南問訊で、先に右、次に左に揖する。拝し終われば踰跪合掌して以下のように述べる。

稽首和南して皆さんに申し上げます。指名により戒を誦しますが、間違えることがありましたら、同じく誦す方はどうぞ正してください。

述べ終わったら一拝して坐具を収め、小揖する。この時は和南礼ではない。衆僧はこの時、止まって合掌すること。この台詞は『規要記』の最末に書き付けられているものである。

説戒師は坐具を取り、問訊して聖僧前に到る。あるいは僧差によって指名されたのが年少の比丘であった場合は長老の前では問訊してから、聖僧前に到る。『規要記』のこの部分には、以上のように合行布薩時には置かれていないはずの「聖僧」が突然表記される。これは四分布薩の場合を示したものかもしれない。

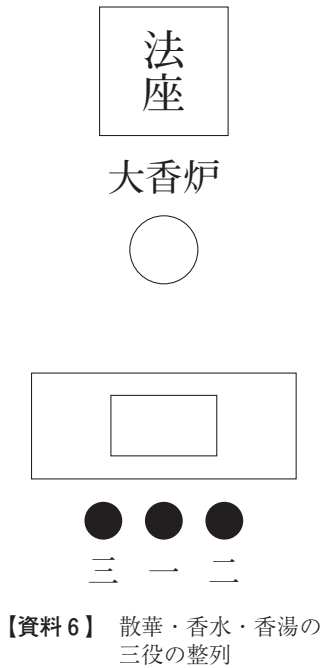
15 登座

説戒師は高座（【資料4】では「椅子」、【資料5】【資料

6]では「法座」とされるを一段ごと足を揃えるように昇る。高座に昇ったら、まず椅子と卓との間に横に入り、脚踏の上に立って、衆僧に向かって小揖し、焼香する。また小揖して、椅子に着す。尻を椅子に懸け、両手で卓を引き寄せ、正しく坐し、また卓を引き寄せる。坐具を取り、椅子に置く。

16 散華・焼香

説戒師が高座に昇っている時、役者のうち下臈の三名は座から下り、合掌問訊（『私記』には合掌曲躬）し、合掌したまま臈次順に仏前（正面）に到る。上臈は半畳の前、次臈は南、下臈は北に、一列に立つ（資料6）参



照)。整えば、同時に合掌曲躬して、それぞれ机に進み寄って、上臈も履物は脱がずに半畳の左の方から寄せて、それぞれの調度を取る。左右の二人はそれぞれにまず盥の上の籌を取り、瓶の中に入れて、次に中に瓶が入った盥を取り、左手に持つ。真ん中の一人は散華鉢を取り、左手に据え持つ。

維那は静を一打し、散華偈を唱える。

16-1 散華偈

散花莊嚴淨光明 莊嚴宝花以為帳 散衆宝花遍十方
供養一切諸如来

偈が衆僧同音になったら、三人同時に立ち、香水役は少し後ろへ下がり、散華役が香水の前を通って、上座の前から後門へと右回りに歩きながら散華する。この時、角は九十度に折れて歩くこと。自分が歩く所（中道）には散せず、左右両辺へ散らす。次に香水、次に香湯、遠からず近からず間を空けて歩くこと。湯水の役者はそれぞれに右手を逆手にして小指を上、親指・人差し指は下になるように、籌を散杖のようにして持ち、散華と同じく灑水しながら歩く。偈が終わらない内に一周回り、

終わる時には素早くコンパクトに回って、聖僧の座の西

あたり（『私記』には正面拝席の南側の連床の西端、【資料

4】の上一席の前ほど）に至り、三人で品の字に立ち、調

度を持ったまま向かい合って同時に金輪蹲踞（『私記』に

は小揖蹲踞）する。この時、散華師は東側、西に向き、

香湯役は南側、北に向き、香水役は北側、南に向く。香

湯役は持っている瓶の中の湯を、香水役が持っている瓶

の中に少し入れ、香水役は香湯が入った所持の瓶を、散

華鉢の中に渡して偈が終わるのを待つ。偈が終われば三

人一緒に立ち、調度を持ったまま同時に小揖する。両

片の香水・香湯の役者は正面拝席の前に到り、もとの場

所に立つて同時に小揖し、それぞれ進み寄って、もとの

ように机の上に盥を置く。再び二人でもとの場所に立つ

て同時に合掌小揖。臈次順に自分の座に戻って合掌した

まま着座する。

散華偈が終われば、維那はすみやかに静を一打する。

唄師が静の音に合わせて、合掌して唄を始める。唄師が

唄を出している間、維那は静の所で合掌して立つ。説戒

師も唄の間は合掌、衆僧は散華偈から焼香偈が終わるま

で合掌の姿勢をたもつこと。

16-2 優婆離唄

稽首礼諸仏

及法比丘僧

今演毘尼法

令正法久住

優婆離

為首

及余

身証者

文殊尊

菩薩

賢戚共聴

今説戒

自要義

諸恣法

賢戚共聴

「優婆離唄」には細かくルビと博士が振られており、

これは宋音で発声する唄であることを示す。四分布薩の

場合には「優婆離を首と為し、およびその他の悟りを得

た者たちよ」と謳われる部分が、梵網布薩の場合には

「文殊尊を首と為し、およびその他の菩薩たちよ」と改

変されて謳われる。偈頌などは合行布薩では呉音で発音

するようだが、これらの唄のみは宋音で発声される伝統

を維持している。

唄が始まると散華人は起立して、先ほどとは逆に左回

りに歩いて散華灑水する。この時は先ほど散しなかった

中道に散す。散華は四、五回、水は三滴ばかり（『私記』

には花は三度、水は一度とされる）。このようにして唄の間

に一周し終わる。だいたい「義」の字の時に後門に来る

ように時間調節すること。もし一周できなければ、唄が

終わって静が打たれば、その場で小揖して、正面に到

り、花水を机の上に返す。瓶は両方に嘴を合わせるように置き、籌は二支とも箱に納める。その後起立合掌して、もとの座に戻る。

焼香役は、唄の中頃、「義」の字の頃に、座を下りて坐具を取って臂に懸け、香合を持って合掌小揖し、合掌したまま正面の拝席の前に到る。まず曲躬して大香炉の所に寄り、焼香してから屈んで手香炉を取り、半量の右の方に置いてもとの拝席の前に立つ。曲躬合掌して、坐具を敷き三拝する。この頃には唄が終わる。

なお『規要記』にはこの他に「梵唄」とされる唄が収録されている。こちらには「半分後門に至る。散華帰る」の注が付されているので、ゆつくり散華灑水するために優婆離唄の後に梵唄を出した可能性が考えられる。

16-3 梵唄

如来妙色身ジョライベウセキフシン 世間無与等セイヤカンブヨトウ 無比不思議ブヒフシギ 是故今敬礼シコキンゲイレイ

へ半分後門ニ至散花帰シヨライセキフシン

如来色無尽コライセキフシン ○智慧亦復然チケイエキフセンナイ 一切法常住イツセイハツシャウヂウ ○是シ

故我帰依コカキイ

処世界如虚空シヨセカイシヨキヨコウ 如蓮花不着水シヨレンクワフチャクスイ 心清淨超於彼シンセイセイテウヨヒ 稽ケ

首礼無上シュレイフシヤウ

唄が終われば維那は「伝香説偈」と唱えて静を一打し、焼香偈を誦す。「解」の字からは諸衆同音。

16-4 焼香偈

戒香定香解脱香 光明雲台遍法界 供養十方無量仏

見聞普薫証寂滅

焼香役は出偈が始まると、踟蹰して手香炉を取り、焼香して蹲踞の姿勢で両手に捧げ持つ。説戒師は、焼香偈の間しばらく手香炉を取り焼香する。

焼香役は偈が終われば手香炉を再び半量の右の方の場所に置き、一拝して坐具を取る。問訊（『私記』には合掌曲躬）してから、屈んで手香炉を取って、もとの場所に置く。

維那は静を二打。維那と焼香役は同時に問訊して、焼香役は合掌したままもとの座に戻り着す。維那は静に覆いをかぶせた後、合掌したままもとの座に戻る。

17 梵網説戒

説戒師は麈尾を取って、戒尺の上を前後に払い、麈尾

を置いて、戒尺二丁する。麈尾を取って右手に渡し、毛の方を左手に取り、序文を誦す（『私記』では維那と焼香役がもとの座に戻ったら、説戒師はおもむろに戒尺を二下し、手香炉を持って戒序を誦すよう指示される）。

17-1 戒序

諸仏子等合掌して至心に聴け。我今諸仏大戒の序を説かんと欲す。衆集默然して聴け。自ら罪有るを知らばまさに懺悔すべし。懺悔すれば即ち安樂なり。懺悔せざれば罪益深し。罪無き者は默然せよ。默然する故にまさに衆は清浄なりと知るべし。諸大徳・優婆塞・優婆夷等諦らかに聴け。仏滅度の後の像法中に於いては、まさに波羅提木叉を尊敬すべし。波羅提木叉はすなわちこれこの戒なり。この戒をたもつ時、暗にして明に遇うが如し。貧にして宝を得るが如し。病にして差を得るが如し。囚繋にして獄を出るが如し。遠く行く者帰ることを得るが如し。まさに知るべし。これすなわちこの衆等は大師なり。若しくは仏住の世もこれと異なること無し。怖心は生じ難く、善心は発し難し。故に經に云く「小罪を

輕んじるなかれ、以て殃わざわい無しとせん。水滴は微かすかなりと雖も漸く大器に盈みる。刹那に罪殃を造れば無間に墮ひす。一ひとえに人身を失えば万劫にも復かえらず。

壮色の停とまらざること猶なほし奔馬の如し。人命の無常なること山水に過ぐ。今日存すと雖も明はまた保ち難し。衆等各各一心に勤修精進せよ。慎しんで懈怠懶惰しほしいままに睡眠することなかれ。夜は即ち撰心し三宝に存念せよ。空しく過とごし徒らに疲勞を設けて後代に深く悔いることなかれ。衆等各各一心に謹めてこの戒に依り、如法に修行し、まさに学ぶべし（『大正』二四、一〇〇三頁上中）。

衆僧はこれを合掌して聞く。ただし「まさに衆は清浄なりと知るべし」以降は合掌をやめる。

17-2 問答

説戒師は麈尾を置いて合掌して問うこと（『私記』ではここで手香炉を置き、麈尾を取るように指示している）。この箇所についての細かい作法指示は『規要記』に付属する「梵網説戒答法」によって、以下のような問答が説戒師と衆僧との間で繰り広げられることがわかる。『私記』

「四分布薩章」を参考に復元する。

説戒師「この中、未だ菩薩戒を受けざる清浄ならざる

者は出でよ」

もし未受戒者がいた場合。

未受戒者は同時に床から下りて、坐具を持って臍次順に立ち、正面の拝席前に並んで礼拝し、その後跏趺合掌する。この時、長老が「これは梵網布薩です。あなたたちはまだ菩薩戒を受けていません。これを聴くことはできません。しばらく道場を出て一箇所に集まり、放逸することがないように。静の音が聞こえたら、もう一度ここに来てください」と勅す。⁽⁴⁸⁾未受戒者は合掌小揖して、臍次順に北戸から出る。

全員が出たのを確認したら、答法者が「この衆中、未だ菩薩戒を受けざる清浄ならざる者はすでに出づ」と応える。

もし未受戒者がいなかった場合。

答法者は「この衆中に未だ菩薩戒を受けざる者は無し」と応える。

説戒師「来たらざりて囑す受菩薩戒〔者〕、幾人か有

るや。欲を説き及び清浄にせし者は」

説戒に欠席する場合、他の出席者にこれを託すことを欲といい、それを伝えることを説欲という。この部分の漢文はどのように読むか難しい。元來四分布薩で使用されるものを菩薩戒の布薩に無理に合わせるためか。

もし説欲者がいた場合。

欲を受けた者は床を下りて坐具を敷き、跏趺合掌して欲を説く。欲を説き終わったなら着座し、あるいは退出する。説欲が終われば、答法者は「欲を説き清浄になりおわんぬ」と応える。

もし説欲者がいない場合。

答法者は「この衆に欲を説き及び清浄にせし者無し」と応える。

説戒師「衆今和合するは何の事を作さんと欲すや」

答法者は「布薩説戒なり」と応える。

説戒師「布薩説戒。大徳一心に諦聴せよ。作白す」

(この後、戒尺二打する場合もある)

「大徳一心に念ぜよ。今〔黒白〕月十〔四・五〕

日、衆僧説戒す。もし僧時到れば僧忍聴せよ。和

合説戒す

説戒師は白し終わると「作白は成ずるやいなや」と問い、衆僧は「作白成ず」と応える。

『私記』には場合によつては問答の後に受八斎戒の作法などが入ることがあることを伝える。

17-3 説戒

説戒師が梵網經に説かれる十重戒を読み上げる。『規要記』によれば「我今廬舎那」の偈以下は説戒師は合掌する、と指示されるので、梵網經下巻を頭から読んでいくものと推測される。

誦し終われば堂内の太鼓を三度打ち、これを合図として先ほどの問答の時に堂を出た未受菩薩戒者が堂内に戻る。維那が先頭に立ち、輪を打って衆を引き入れる。臍次順に合掌したまま堂に入り、それぞれの座に着座させる。維那が自分の座所に戻れば、全員床の前で坐具を開き、跏趺合掌する。

17-4 後序

説戒師はまた塵尾を持って後序を誦す（『私記』にはこ

の時、説戒師は再び手香炉を取って焼香し、手香炉を持って後序を誦す）。

ここである「後序」が具体的にどれにあたるのかの説明はないが、おそらくは現行の梵網經の最後の偈の部分がこのあたると考えられる。

明人は忍慧強くして 能くかくの如き法を持つ
いまだ仏道を成せざる間 安らかに五種の利を獲たり
一には十方の仏 愍念して常に守護したもう 二には
命終の時 正見にして心に歓喜す 三には生生の
処に 諸の菩薩の友となる 四には功德聚まりて
戒度悉く成就す 五には今・後世に 性戒・福慧満
つ これはこれ仏の行処 智者善く思量せよ 計
我・著相の者 この法を信ずること能わず 滅尽取
証の者も また下種の処にあらず 菩提の苗を長じ
て 光明もて世間を照さんと欲せば まさに静かに
諸法真実の相を観察すべし 不生にしてまた不滅
不常にしてまた不斷 不一にしてまた不異 不來に
して不去なり、と かくの如く一心の中に 方便し
て勤めて莊嚴せよ 菩薩の作すべき所は まさに次第
に学すなり 学においても無学においても 分別

の想を生じることなかれ これを第一道と名づけ

また摩訶衍と名づく 一切の戲論の処 悉くこの処によりて滅す 諸仏の薩婆若さばにや 悉くこの処により出

づ この故に諸の仏子 宜しく大勇猛を發し 諸仏の淨戒において 護持すること明珠の如し 過去の諸の菩薩は すでにこの中において學し 未來の者もまさに學すべく 現在の者も今學す これはこれ仏の行処にして 聖主の称歎したもう所なり 我すでに隨順して説く 福德無量の聚ありと 廻して以て衆生に施し 共に一切智に向かわん 願わくはこの法を聞かん者 疾やかに仏道を成ずるを得んことを

梵網經盧舍那仏説菩薩心地戒品第十之下（『大正』二四、一〇〇九頁下〜一〇一〇頁上）

説戒師は題号まで誦して、戒尺を三打（『私記』には二打）。

18 四分説戒

出家者のみで布薩を行う場合は、梵網布薩後、四分布薩が行われることになる。

18-1 戒本序

説戒師は手香炉を取り、焼香して戒尺を二打して、四分戒本序（『大正』二二、一〇二三頁上〜中）を誦す。

18-2 問答

説戒師「大徳僧聽け、僧は集会せりや」

答法者「集会せり」

説戒師「和合せりや」

答法者「和合せり」

説戒師「未受具戒者は出でよ」

未受具戒者がいた場合。

具足戒を受けていない者が出た後、答法者「未受具戒者はすでに出づ」

未受具戒者（沙弥）がいない場合。

答法者「この衆未受具者は無し」

説戒師「来たらざる諸比丘の欲を説き及び清淨にせしは」

説法者「作法にのつとつて説欲した後 答法者「欲を説き及び清淨になりおわんぬ」

説法者「欲を説き及び清淨になりおわんぬ」

説欲者がいない場合。

答法者「この衆欲を説き及び清浄にせし者無し」

説戒師「誰か比丘尼来たりて教誡を請わしむるに遣らん」

答法者「この衆に尼来たりて教誡を請わしむること

無し」

説戒師「僧今和合するは何をなさんとする所ぞ」

答法者「説戒羯磨なり」

説戒師「説戒羯磨。大徳一心に諦聴せよ。作白す」

(この後戒尺二打する場合もある)

「大徳一心に念ぜよ。今〔黒白〕月十〔四・五〕

日、衆僧説戒す。もし僧時到れば僧忍聴せよ。和

合説戒す」

説戒師は白し終わると「作白は成ずるやいなや」と問

い、衆僧は「作白成ず」と応える。

18₃ 説戒

説戒師は略作法の場合には四波羅夷のみを読み上げる。誦し終われば堂内の太鼓を三度打ち、これを合図として先ほどの問答の時に堂を出た未受具足戒者が堂内に戻

る。維那が先頭に立ち、輪を打って衆を引き入れる。臍次順に合掌したまま堂に入り、それぞれの座に着座させる。維那が自分の座所に戻れば、全員床の前で坐具を開き、跏趺合掌する。

18₄ 後序

説戒師はまた麈尾を持って後序(『大正』二二、一〇三〇頁中)を誦す(『私記』にはこの時、説戒師は再び手香炉を取って焼香し、手香炉を持って後序を誦すと指示する)。

説戒師は後序を誦し終わると、戒尺を二打。

19 後唄

唄師が後唄を出す。

神仙五通人ジセングトウシン 造説於呪術サウセツ井シユシュ 於彼慚愧者井ヒザング井ジャ 撰取不慚愧セツシユフザンギ

如来立シュライリン 自恣シシ 夏カケイ 竟カケイ 夏カケイ 竟カケイ 説セツ

禁戒キンゲイ 半月ハツグハツ 半月ハツグハツ

已説イセツ 自恣カイ 法ホフ 稽首礼諸仏キシュリシフ 処世界如虚空シシカイシユキコウ 如蓮花不シュレンワフ

着水シヤスイ 心清浄超与彼シンシンジセウ井ヒ 稽首礼無上尊キンシュリフジャウゾン

20 下座

説戒師は手香炉を置き、まず脚踏の上に降り立ち、卓を取り去る。次に坐具を取り、香合を持つて高座から下り、左回りに仏前（正面の拝席）に至り、焼香してから、坐具を広げ三拝した後、合掌して次のように唱える。この時、大衆も合掌する。

皆さんに謝罪申し上げます。指名により戒を誦しましたが、三業がうまく機能せず、戒文が流暢にでないところもあり、長く座らせたままで、皆さんにご迷惑をおかけしました。皆さんどうぞ慈悲をもつて布施歓喜してください。

この台詞は『規要記』の最末に書き付けられているものである。

説戒師は一拝し、坐具を収め、問訊（『私記』には合掌曲躬）してもとの坐に戻る。この時、大衆も全員床から下り、それぞれに坐具を広げ、踞跪合掌する。維那は坐具・香合を持ち、輪を臂にかけ、静所に向かう。

20-1 諸仏出世偈

説戒師は諸仏出世偈を誦す。

諸仏出世第一快 聞法奉行安穩快 大衆和合寂滅快
衆生離苦安樂快

21 出堂

偈が終われば維那は静を一打し、大衆は同時に立つて一拝する。維那は頭を上げるタイミングでもう一度静を打つ。第三拝の頭を上げるタイミングで静を二打し、維那は静に覆いをかぶせる（『私記』にはこの時、維那が廻向の詞を唱える作法を紹介する。この場合は第三拝の頭を上げるタイミング時には静は一打。大衆はそれぞれしばらく踞跪合掌する。廻向文は四分布薩の場合には必須であるが、梵網布薩の場合は近年略することが多いという）。

大衆は坐具を取り、起立合掌する。維那は静所からもとの座に戻り（『私記』ではこの時、坐具・香合・輪を持つ）、役者の最末に立つ。維那は輪を二打して、衆を率いる。この時は下臈順である。後門から出て、全員が出終わつたならば、輪を二打。全員で問訊（『私記』では小揖）して退散する。

小 結

以上、唐招提寺所蔵の布薩作法書『規要記』を紹介するにあたって、日本の布薩における『規要記』の歴史的位置づけを述べ、またその内容から十四世紀頃の東大寺・唐招提寺における布薩儀礼の復元を行った。

日本において布薩は鑑真来朝以前から執行されていたようであるが、この伝統は平安期頃にはいったん絶えたものと考えられる。一方この頃、中国から帰国した円仁が斎の法事を参考にして懺悔滅罪のための大乘布薩を叡山に創始した。大乘布薩では、水瓶・籌など本来布薩儀礼で用意されるべき資具は使用されない。この新しい大乘布薩の次第に、なんとか保持されていた水瓶・籌などの資具や戒師の台詞などが、体裁など構わずに当てはめられて作成された布薩作法が、法進『東大寺授戒方軌』の末尾に伝わる布薩作法である。すなわちこれらの布薩作法書は、鑑真やその弟子たちの時代にまで遡ることはできない。

いったん途絶えた布薩の伝統が再び南都に根づくきつ

かけを作ったのは、十二年間宋僧とともに宋国寺院で暮らした経験を持つ俊苒であった。彼は帰国して自身が宋国で経験した布薩儀礼を日本に伝えた。彼とその弟子たちが伝えた宋国の布薩儀礼は、道宣『行事鈔』に記載される次第に基づいたものだったから、まさに鑑真が伝えた唐代の布薩次第がこの時も一度南都に紹介されたと考えてよい。十四世紀末に作成された『規要記』と十五世紀中頃書写の『私記』に掲載される布薩次第作法がほぼ同型であることは、泉涌寺に入った宋国の布薩儀礼が、唐招提寺・東大寺戒壇院などに移植されたことを如実に物語る。

宋国で執行されていた仏教儀礼を日本でも「如法」に執行するためには、まず「如法」の僧侶を生成する必要がある。俊苒は菩薩戒の自誓受戒によって「如法」の僧侶となる日本天台独自の受戒法が宋国の南山宗僧から否定されなかったことを踏まえ、帰国後も自誓受戒による僧侶の生成を行った。この日本天台独自の受戒法を南都にも根づかせたのが覚盛である。覚盛は自誓受戒を「通受」と言い換え、南都でも伝統的に解釈し得た受戒法であったとして、全く別の典拠に基づいた説明を行っ

た。結果的に「通受」によって四分律と梵網戒を含むあらゆる戒律を受けて、「如法」の僧侶となることが証明されたため、遅くとも十四世紀末頃までには、「通受」による受戒が一般的になったものと考えられる。

『規要記』はまさに通受によって僧となった者に対応した梵網四分合行布薩の作法を伝えるものである。梵網四分合行布薩は、四分布薩の次第作法にのっとって行われ、大乘布薩で行われるように節を付けて偈が誦された。この内容は泉涌寺やその末寺の儀礼を伝える『私記』によって補い、復元することが可能である。

略号・参考文献

『統蔵』…『新纂大日本統蔵経』国書刊行会
 『大正』…『大正新脩大蔵経』大蔵出版
 『仏全』…『大日本仏教全書』大法輪閣
 『統群従』…『統群書類従』統群書類従完成会

(一次資料)

円仁著・足立喜六訳注・塩入良道補注「一九七〇」『入唐求法巡礼行記』一、東洋文庫一五七、平凡社
 金澤文庫編「二〇一三」『東大寺——鎌倉再建と華嚴興隆——』
 筒井英俊編「一九四四」『東大寺要録』全国書房
 吉川忠夫・船山徹訳「二〇〇九」『高僧伝』二、岩波文庫

(二次資料)

石田瑞磨「二九六八」『鑑真における布薩の意義——日本上代仏教史の問題——』『南都仏教』二二、一九八三年に平岡定海・中井真孝編『行基 鑑真』（吉川弘文館）に再録
 石田瑞磨「二九六三」『日本仏教における戒律の研究』在家仏教協会
 上原真人「二〇一六」『如意を持つ僧——寺院資材帳に見る布薩——』『東大寺の美術と考古』東大寺の新しい研究1、法蔵館
 大谷由香「二〇一七」『入宋僧俊苾と南都戒律復興運動』『印度学仏教学研究』六五—二
 大谷由香「二〇一八A」『東大寺戒壇の「塔」、栄原永遠男・佐藤信・吉川真司編『東大寺の思想と文化』東大寺の新しい研究3、法蔵館
 大谷由香「二〇一八B」『太賢『梵網經古迹記』の日本における活用について』『龍谷大学論集』四九二
 小寺文顯「一九七九」『石山寺藏本『布薩要文』（中ノ川流）について』『叡山学院研究紀要』二二
 小寺文顯「一九八二」『良忍上人作『略布薩次第』の研究』融通念仏宗教学研究所編『良忍上人の研究』大念仏寺
 徳田明本「一九七二」『俊苾律師と南京律について』『鎌倉仏教成立の研究 俊苾律師』法蔵館
 中西随功「一九九六」『西山往生院における布薩・自恣』『西山学報』四四
 西谷功「二〇一八」『南宋・鎌倉仏教文化史論』勉誠出版
 蓑輪顕量「一九九九」『中世初期南都戒律復興の研究』法蔵館
 横内裕人「二〇一七」『東大寺の記録類と『東大寺要録』』『歴史のなかの東大寺』東大寺の新しい研究2、法蔵館

図版

【資料3】 優婆離頌（凝然自筆・東大寺所藏）…金澤文庫「二〇一三」より転載。

【資料4】 堂内荘嚴（四分布薩の場合）…西谷功「二〇一八」の図をもとに作成。

【資料5】 維那と役者の整列順…西谷功「二〇一八」の図をもとに作成。

【資料6】 散華・香水・香湯の三役の整列…西谷功「二〇一八」の図をもとに作成。

註

- (1) 『南都東大寺戒壇院略縁起』、『仏全』一二二、二二六頁上。
- (2) 『本朝高僧伝』一八「和州東大寺沙門志玉伝」、『仏全』一〇二、二六四頁上。
- (3) 『律苑僧宝伝』一四「覺乘通證二律師伝」、『仏全』一〇五、二八六頁。
- (4) 『仏全』一三八、三〇六頁。
- (5) 道宣『四分律刪繁補闕行事鈔』卷上四「說戒正儀篇第十」の「時節不同」に、律によって布薩開催の日時についてまとめられている（『大正』四〇、三四頁下）。
- (6) 『大正』四〇、三四頁中。
- (7) 『大正』五〇、三五三頁、吉川忠夫・船山徹訳「二〇〇九」参照。
- (8) 『大正』四〇、三四頁下。
- (9) 『類聚三代格』三「国分寺事」（『新訂増補国史大系』二五、一〇八頁）、石田瑞磨「一九六三」三八～三九頁。
- (10) 石田瑞磨「一九六八」。

- (11) 上原真人「二〇一六」。
- (12) 石田瑞磨「一九六三」、小寺文穎「一九八一」、中西随功「一九九六」、上原真人「二〇一六」など。
- (13) 上原真人「二〇一六」。
- (14) 『大正』四〇、三六頁中。
- (15) 『大正』一二二、一〇一五頁上～中。
- (16) 『大正』四〇、三七頁上。
- (17) 『国家図書館善本仏典』七、二〇三頁（CBETAを使用）。
- (18) 『国家図書館善本仏典』七、四頁（CBETAを使用）。
- (19) このうち掲載された偈頌の後分は、『弥沙塞五分戒本』『五分比丘尼戒本』、『摩訶僧祇律大比丘戒本』、『摩訶僧祇律比丘尼戒本』（以上『大正』二三所収）、『十誦比丘波羅提木叉戒本』、『十誦比丘尼波羅提木叉戒本』（以上『大正』二三所収）にも採用されている箇所であり、『鳩摩羅什法師誦法』がこれらの律藏を参考にして成立したことをうかがわせる。
- (20) 大德僧聽。此一住處一布薩大僧若干沙彌若干都合若干人。各於佛法中清淨出家和合布薩。上順佛教。中報四恩。下爲含識各誦經中清淨妙偈（道宣『行事鈔』、『大正』四〇、三六頁中）。
- (21) 道宣『四分律刪補隨機羯磨』下「正自恣法」（『大正』四〇、五〇五頁上）。
- (22) 明曠『天台菩薩戒疏』（『大正』四〇、五九七頁上～中）。
- (23) 大德僧聽。若僧時到僧忍聽。僧差比丘某甲作受自恣人。白如是。大德僧聽。僧差比丘某甲作受自恣人。誰諸長老忍僧差比丘某甲作受自恣人者默然。誰不忍者說。僧已忍差比丘某甲某甲作受自恣人竟。僧忍默然故。是事如是持（『羯磨』、『大正』四〇、五〇四頁下）。
- (24) 請敬白大衆衆請比丘某甲爲衆誦戒。某甲比丘梵音戒師昇高座

- (明曠『天台菩薩戒疏』、『大正』四〇、五九七頁中)。
- (25) 『大正』四〇、六二〇頁上。
- (26) 大谷由香「二〇一八B」。
- (27) 小寺文穎「一九八二」七一頁。
- (28) 小寺文穎「一九八二」七九頁。
- (29) 『仏全』一一三、二〇七頁下、円仁著・足立喜六訳注・塩入良道補注「一九七〇」二〇一頁。
- (30) 『大正』一一、三七九頁下。
- (31) 小寺文穎「一九八二」六四頁。
- (32) 『続類從』二二、六九四頁。
- (33) 『続類從』一〇〇、五七一頁。
- (34) 小寺文穎「一九八二」六二頁。
- (35) 横内裕人「二〇一七」註3に推定される『東大寺要録』の成立について、先行研究がまとめられている。これによればオリジナルの『東大寺要録』が撰述されたのは嘉承元年(一一〇六)七月である。その後、長承三年(一一三四)の段階で一旦増補され、さらに保延四年(一一三八)以降、鎌倉時代に至るまで数度の増補がなされている。
- (36) 大谷由香「二〇一八A」。
- (37) 小寺文穎「一九七九」四一頁。
- (38) 徳田明本「一九七二」、西谷功「二〇一八」第二章第二章「泉涌寺流における結夏儀礼の復興と南都諸寺院への影響——俊仍請来の道宣、元照律師像の流布を視座として——」を参照。
- (39) 西谷功「二〇一八」第二章第一章「南宋律院請来の威儀・法式・法会次第の受容と泉涌寺流の展開——新出資料『南山北義見聞私記』発見の意義——」。
- (40) 同前。(注39)

- (41) 以上については、大谷由香「二〇一七」を参照のこと。
- (42) 西谷功「二〇一八」六二二頁。
- (43) ただし『私記』において長老は「宗師」とも表記される。
- (44) 西谷功「二〇一八」六二二頁。
- (45) 『私記』「梵網布薩章」には沙弥の整列については触れていないが、「四分布薩章」中に比丘と沙弥の布薩を合行する場合の整列について述べられている(西谷功「二〇一八」六二四頁)。
- (46) 西谷功「二〇一八」六三九頁。
- (47) 西谷功「二〇一八」では、この場面を、
唱白師横へ持テ籌両手に到宗師ノ前〔合行ノ時ハ者到聖僧前〕(六三九頁)。
と紹介している。四角内は判読できない文字とのことであるが、四角で囲われた「合行時」の三字は、意味的には「四分時」となるはずであり、私に改めて使用した。
- (48) 以上は飯山寺・覚園寺の四分布薩作法によるものである。泉涌寺の四分布薩作法によれば、未受戒者は問いを聞くと同時に床から下り、それぞれに坐具を取って床の前に立つ。年長の者が一人合掌して正面に進み出て、まず半畳の前で曲躬し、大香炉に歩み寄り焼香。再び曲躬してもとの座に戻る。維那は輪を取り、虚措して二打する。未受戒者は一斉に小揖して、坐具を広げて三拝し、一拝ごとに維那が輪を一打するとされる(西谷功「二〇一八」六三五頁)。

凡例

- 一、北川智繁長老所持本を底本とし、明和三年修補本を甲本として対校を施した。両書については本文（一書誌情報と伝来）を参照のこと。
- 一、本資料は梵網四分合行布薩の次第を示すものである。梵網四分合行布薩は四分布薩と同様の次第でありながら、梵網布薩と同様に偈頌に節が付けられる。本資料にも偈文・唄が掲載され、それらに博士が付されているが、博士の翻刻は難しいので、底本の写真を後掲した。参照いただきたい。
- 一、朱字書は、「」で括り、これを示した。
- 一、なるべく資料の通りに改行・文字下げを示したが、活字にした時内容把握の便宜に堪えない場合は、これらの改行・文字下げを特別に行っている。後掲写真と照らし合わせてほしい。
- 一、割注の一部は開いてへで括り、割注に改行がある場合には／（スラッシュ）で区切った。
- 一、「羊石」「ノ」など本文・送り仮名の略字は開いた。
- 一、改ページを「」で示し、その丁数を（ ）内に示した。
- 一、字体はできるだけ資料のままに翻字したが、文字フォントがない場合や一般的でない異体字の場合は新字体に改めた。
- 一、繰り返し文字（々など）は開いた。

暗誦故文字不審

四百六拾九^①

布薩規要記

「表紙

「・」次三頻作相

大衆雲集堂外毘鄰^④ 東

立西上座ニ少々入堂内ニ焼香

札拜^{シテ}取座具還^{ニテ}本處 烈立^シ了

「1ツ

智集持^②

「見返し

「△」布薩規要記^③

「・」早朝布薩白云

「・」大德僧聽今白月「へ」或黒／月「へ」十五日

「へ」或十／四日「へ」衆僧和合^{シテ}戒壇院ノ道場^{ニシテ}

布薩說戒

「・」又三頻作相

維那經ニ上座ノ前ヲ至^{ニテ}長老ノ前ニ

取輪待^{ニツ}作相ノ畢ヲ止^{ニハ}作相ノ聲

則輪^{ニ丁}

「・」上座教勅云

「・」今日ハ是レ四分梵網兩說戒ノ日也

十方ノ賢聖同順シ玉フ 日也隨ニ作相應ニ

時尅^ニ一處ニ集會^{シテ}可^レ為^ニ布薩

輒^{ミタリ}繫^ニ詫^{シテ}餘縁浪^ニ勿^レ生^ニ厭忘^ヲ

矣○

「・」次上座出偈曰ク

「へ」降伏魔力怨 除結盡无餘

露地擊撻槌 比丘聞當集

諸欲聞法人 度流生死海

聞此妙響音 盡當雲集此^{ニ丁}^⑥

「2オ

「・」次維那引僧入堂時輪一丁

左轉シテ

而各ノ至⑧座ノ前ニ

輪二丁 問訊⑨シテ各展ニテ座具⑩ヲ

又二丁

同時礼拝

三反○輪一丁 三礼了輪二丁

互跪⑪說偈云毎礼 上座出レ之

「へ」持戒清淨如滿月⑫

身口皎潔无瑕疵

大衆和合無違諍

爾乃可得同布薩⑬二丁

「・」次着座

与ニ滿衆 同歛⑭ニ坐具ヲ昇レテ床着座ス

然後歛ニテ威儀ヲ次維那并行事

同時ニ下レ座下度ニ問訊合掌シテ從ニ維那次第ニ

至ニ佛前⑮烈立ス又同時問訊シテ從ニ維那次第ニ

至ニ香香水湯之所ニ互跪唱レ偈ヌキ脫ニ右ノ履ヲ屈クツシテ膝レ膝

着レテ地以レ跟ヲ着シ醫シクニ直ナク跪也

「3」

「・」先香水偈曰偈了洗レ手拭レ手

「へ」八功德水淨諸塵

盥掌去垢心無染

執持禁戒无欽犯

一切衆生亦如是

「・」次香湯偈云⑯

「へ」香湯薰沐澡諸垢

法身具足五分充

般若圓照解脫滿

群生同會法界融

行事ノ四牘欲レ至ニ香水之所ニ時維那於ニ行事之後

展ニ坐具 可三礼 然後乍レ敷ニ坐具ヲ維那至ニ行

事之所ニ烈リ立畢ヌ同時問訊シテ然後香香水香湯ノ

「4」

二人并維那蹲踞也 手巾ノ人ハ乍レ立持ニ手巾立ツ

「へ」四「分ニハ羅」「漢ト云ヘシ」
「・」次浴籌偈

維那乍ニ蹲踞 取籌ヲ十計リ

合ニ兩頭灑ニ水湯ヲ先水次湯

從^レ灑^レ水湯漸出^レ偈也

偈^{①⑦}曰

「へ」菩薩聖僧衆

凡夫衆和合

香湯浴淨籌

布薩度衆生

「4」ウ

偈畢^テ維那^并行事各所持物ヲ取持^テ而烈

立^ス維那籌箱行事水湯、^并手巾、各持^ス之

香湯之役者^{イタテ}屈^ニ靜^ニ處^ニ取靜覆^⑧引^{モタシテ}轉^{ヒキ}槌^{ナラ}之

柄^⑨柄瑞灑^⑩之同方之手巾之役者^ヲ拭^シ之押^{ナラ}直^ス

次香水香湯之役者^⑩次第漸從^ニ上座^{ヒキ}行^レ之維那

至^ニ靜^ノ下^ニ也

「・」次維那至^ニ靜所^ニ立

維那置^ニ籌箱^ヲ於靜邊^ニ

取^レ蓋^ヲ十二計^リ取持^{シテ}

以^ニ兩手^ヲ橫^ニ持^ツ之^ヲ而立待^テ役者引^ニ水湯等^ヲ畢^テ

歸^ニ入^中スル^ヲ本座^上也

「5」オ

「・」次維那打靜

先立^テ籌^ヲ承^ウ左掌^ニ以^ニ右ノ手

搏^ニ中程^上ヲ^一丁

「・」唱白

四分ニハ

「へ」敬^テ白^ウ諸佛^{大德}子合^セ掌^{タナココロ}至^テ心^ヲ聽[・]此

南閻浮提大日本國^{「へ」某甲郡}

「へ」某甲道場^ニシテ我本師釋迦牟尼

佛之遺^{「法弟」「子出」「家^{①分出「家」等}在」「家ノ菩」「薩}

等自^{カラ}惟^{ヲモミレハ}生死長劫^ウ事^{コトハス}乃^{ハチ}由^チ不^{サレ}ニ

奉^{マツラ}遇^ニ无上慈尊^ニ也今生若^{モシス}不^三

發^ニ出離^心恐^ハ還^テ流浪^センコトヲ

故^{カルカユヘニオイテ}於^コ此^ニ日^ナ同^シク崇^{アカメ}三寶^ヲ渴^{コト}仰^シ

大乘^{「四」一分ニ}嘔^{「請シテ律師ヲ為ニ衆ノ宣ニ傳ニ}

菩薩戒藏^ヲ・此功德^ヲ資^益龍天^ウ

八部威光^{シテム}令^ニ自在^{ナラ}皇帝^{イイ}陛^イ

下聖化^イ无^レ極[・]王子諸宮福壽^{②③}

延^ニ萬葉^ニ師僧父母常^{ツチニ}保安寧^{ナラム}

見聞^シ隨喜^イ宿障凍^ノコトクニ解^解

三途四趣^{②④}ノ罪業霜^ノコトクニキ

願我等^{エン}与^ニ法界^ノ有情^ト

「6」ウ

「6」オ

「6」ウ

同シク 淨佛國土ニ生セム

「・」次打靜 一丁

「ハ」諸佛子 諦聽 汝タチ從ニ今身乃

至マテ佛身ニ於 其中間 能捨邪ヲ歸

正斷惡ヲ修シ善ヲ發ニ菩提心ヲ持 菩

薩戒ヲ行シテムヤ 菩薩ノ行ヲ否

「・」次打靜 一丁

「ハ」諸佛子 諦聽衆中誰小

者取護 二三反

小役者ノ最末立座至テ

維那之後ニ合掌シテ立スヘシ

「・」次打靜 一丁

「ハ」諸佛子 諦聽外有清淨大

菩薩入 三反

次打靜 一丁

「7
オ

「ハ」諸佛子 諦聽此衆小者已

取護外清淨大菩薩已

入・内外寂靜无諸難事

堪可行籌廣作布薩我

佛子 某甲 為衆行籌作布

薩事衆當一心念作布薩

願上中下座各次第如法

受籌 三反

「・」次打靜 一丁

微音唱曰

「ハ」并受属授菩薩人籌 一反

「ハ」或云并受菩薩属授人籌

「・」次行籌

維那行レ之小役者取レ之一臆ノ前ニハ

蹲踞シテ行キ 取レ之維那行ニ最末 畢テ

對小役者 受レ籌維那西ノ方小役者東ノ方相

向受レ籌然後小役者曆テ佛前ヲ奉上座

「8
オ

「8
ウ

蹲踞^{シテ}進^レ之又梵網時結緣衆等四分時沙弥^ニ籌
同曆佛前如先進^レ之共左^{シテ}轉^{シテ} 歸本座上座
惣合^シ畢維那至^ニ上座前受^{ヘシ}惣合之數ヲ
廻後門^ニ至靜所^ニ

「・」先受籌偈

「9オ

「ハ」金剛无礙解脫籌
難得難遇如今果
我今頂戴歡喜受
一切衆生亦如是

「・」次還籌^{③①}
カス

「ハ」具足清淨受此籌

「9ウ

具足清淨還此籌
堅固喜捨无缺犯
一切衆生亦如是

「・」次打靜^{一丁}

「ハ」諸佛子諦聽此一住處一布
薩・已受菩薩大戒者・弁事^{③②}
大^ハ僧^{③③}

「10オ

衆「ハ」若干結緣衆「ハ」若干都
合「ハ」若干・各於佛法中清淨
出家和合布薩・上順佛教
中報四恩・下為含識各誦
律^ハ云^{ヘシ}分^{③⑤}
經中清淨妙偈

「・」次打靜^{一丁}

唱云

「ハ」清淨如滿月
「ハ」僧祇卅四卷文

「10ウ

清淨得布薩
身口業清淨
爾乃應布薩

「・」次取籌

維那從^ニ靜所持^ニ籌箱ヲ至^ニ佛
前^ニ置^ニ本所^{③⑥}畢取^ヲ出^ニ籌ヲ二ツ

各置^ニ左右之瓶之際^ニ然覆^ニ籌箱之蓋ヲ取
花合置^ニ籌箱ノ上立^テ問訊^{シテ}至座具ノ處^ニ

「11オ

「・」次取_二坐具

已前從_二湯水ノ竟所_レ展坐具於
此_二取所也脱_二右ノ履踏_二坐具_一
中央ヲ以右手取_レ之

「・」次直_二經_一佛前ヲ至_二說戒師前_一問
訊_{シテ}展坐具ヲ互跪_{シテ}云³⁷

「へ」上座慈悲為衆說戒_一反

上座答云

「へ」此說戒時正當我作持³⁸
四分時上座教勅云

「へ」衆中有_二某甲_一律師云人

至_レ彼僧差說戒_ト云へシ

維那又受_レ勅ヲ至_レ彼於_二下座前_一展_二坐具ヲ互跪_一云

「へ」僧差說戒_一反

次至_二唄師_一前問訊至_二靜下_一

「へ」次打靜_一丁

「へ」四_一分_二大_一德僧_一聽_二僧_一四_一分

「へ」諸佛子諦聽衆差律師某甲大德⁴⁰

「11」

「へ」_二僧_一四分ノ_二某甲_一律師昇
為衆說戒唄_一圈_二某甲_一

高座_一反⁴¹

「・」次說戒師起_レ座左轉_{シテ}至佛前_二

燒香_{シテ}而展_二坐具_一三礼_一へ_二三礼和南礼也_一⁴²誦文以
後ノ一礼ハ非_二和南礼_一也

「・」次取坐具問訊_{シテ}

至_二聖僧前_一或上座前問訊畢

「・」昇高座

即役者下臈三人出衆中ヲ問

訊_シ合掌_{シテ}至_二佛前_一取_二散花香_一

水香湯ノ器ヲ而立時

「・」維那打靜_一丁

「へ」唱曰⁴³

小役者偈ヲ聞散花灑_二水湯_一廻_二堂内_一ヲ
已_テ聖僧ノ座西程三金輪蹲踞_{シテ}散花

「12」

「12」

師ハ東向^レ西香湯人ハ南^ニ向^キ北香水人ハ北^ニ向^レ南

以^ニ香湯入^テ香水^ニ以^テ香水ノ瓶ヲ渡^ニス散花器

之中^ニ待偈^ノ了立^テ香湯水ノ人ハ還本處^ニ散

花役者ハ唄ヲ聞^テ散^レ花堂内ヲ左轉也花四

五度水三滴計也

〔ハ〕散花莊嚴淨光明

莊嚴宝花以為帳

散衆寶花遍十方

供養一切諸如来

〔13
オ

供養十方无量佛

見聞普薰證寂滅

〔・〕次焼香師取坐具問訊^{シテ}香呂ヲ

置^ニナリ本処^ニ也帰^{ラン}座之時ハ維那

打靜^二丁

維那与焼香師同時ニ問訊^{シテ}

帰^レ座維那ハ可^レ為^ニ靜覆^矣

〔14
オ

〔・〕次偈畢後打靜

唄師出^レ唄之間維那靜ノ所ニ合掌^{シテ}而立^ツ小役

者一臆ハ半唄之時分^ニ出^ニテ佛前ニ取^ニ香呂ヲ展

坐具ヲ三礼而焼香而待^ニ唄了^テ出^レ偈之時ヲ

捧^レテ之偈之間捧^ニ香呂ヲ跪踞也

〔・〕次唄已打靜^一丁

唱云^{④⑦}

〔ハ〕戒香定香解脱香

光明雲臺遍法界

〔13
ウ

〔・〕次説戒

取塵尾^{④⑨}戒尺上ヲ前後ヘ拂^レ之ヲ

置塵尾ヲ誠策一丁^{シテ}取塵尾ヲ

渡^ニス右手ニ毛ノ方ヲ執^ニ左手ニ誦^ニ序文至^ニ此中未

受之間ニ置^ク塵尾^{⑤⑩}合掌^{シテ}問^ス之問畢又

執^ニ首尾誦次ノ文ヲ至^ニ今問諸大徳問^ニ又合

掌^{シテ}而誦也以下戒文同合掌^{シテ}而誦也至^ニ後

序^ニ又取^ニ首尾誦^レ之ヲ也後序畢題^{⑤⑪}

号ヲ誦^シ誠尺三丁

〔・〕次後唄

「・」次説戒師下高

座ヲ左轉シテ至佛前ニ焼香シ又

展ニ座具三礼ス如先誦文畢一礼

「14」

至本雲集ノ所ニ輪二丁也 問訊シテ而退散スル也

「16」

「・」次歛座具ヲ問訊シ已テ帰テ本座ニ

大衆下レ座展ニ坐具ヲ互跪シテ云

唱云

「へ」諸佛出世第一快

聞法奉行安穩快

大衆和合寂滅快

衆生離苦安樂快

「15」

「へ」本云 于時文明九年丁酉正月廿七日 不願惡筆

書寫畢右筆 玄慶

「へ」本云 于時永祿拾一年戊辰七月廿八日書之

順長 小比丘真秀（廿四／夏五）

「16」

文祿四年乙未八月廿一日書寫之者也

小比丘惠龍（別六／通十）

「17」

「・」次出堂

維那不レ展ニ坐具ヲ直ニ輪懸テ臂ニ偈之

間ニ行ニ立靜ノ許モトニ諸衆偈畢テ三礼各

打レ靜二丁也 三礼已テ二丁打之 可レ為ニ

靜覆ヲ矣

「15」

「△」梵網説戒答法曰

問云 「へ」此中未受菩薩戒不清淨者出

若シ未受戒人アラハ

答云 「へ」此中未受菩薩戒不清淨者已出

衆 若シナクハ

「・」次輪二丁打可出

維那自下座引出於道中ニ時時輪二丁也

問
「へ」此中无未受菩薩戒者ト云ヘシ
衆
「へ」不来囑受菩薩戒有幾人説欲及
清浄者

若シ説欲有ラハ

答云
「へ」説欲及清浄已

若シナクハ

答云
「へ」此衆无説欲及清浄者

問云
「へ」衆今和合欲作何事

答云
「へ」布薩説戒 返牒

「△」四分説戒答法

問云
「へ」大徳僧聽僧集會セリヤ

答云
「へ」集會セリ

問云
「へ」和合セリヤ

答云
「へ」和合セリ

問云
「へ」未受具戒者出

答云
「へ」未受具戒者已出

若シ无ニ沙弥 時ハ

答云
「へ」此衆无未受具戒者ト云ヘシ

「17
ウ

問
「へ」不来諸比丘説欲及清浄

若シ有人説欲セハ

答云
「へ」説欲及清浄已

若シナキ時ハ

答云
「へ」此衆无説欲及清浄者ト云ヘシ

問云
「へ」僧今和合何所作為

答云
「へ」説戒羯磨 返牒 二丁 白羯磨

問云
誰遣比丘尼来請教誡

答云
此衆無尼来請教誡

「へ」六和ト者「へ」戒ト「へ」見ト「へ」利ト「へ」身ト

「へ」口ト「へ」意ト等クスルヲ云也

「△」優婆離唄

「へ」・稽首礼諸佛 キシユリイシイフツ

「・」今演毘尼法 キンエンビニハ

「・」令正法久住 リンシンハツキウス

「へ」・・・及餘身證者 為首 「・」及餘身證者

「文」殊「尊」 文殊 尊

今説戒 67

自

「20
オ

「19
ウ

「20
ウ

「21
オ

要^ニ義^ニ諸^シ
賢^ニ咸^ニ共^ニ聽^ニ
法^ハノ時^ハノ音^ヲ略^ス

「△」後唄

「ハ」神仙五通人
造説於呪術

「22」

於彼慚愧者
攝取不慚愧

如來立禁戒
半月半月説

已説戒利益
稽首礼諸佛

處世界如虚空
如蓮花不着水
心清淨超与彼
稽首礼无上尊

「22」

「△」梵唄

如來妙色身
世間无与等

无比不思議
是故今敬礼

如來色无盡
智惠亦復然

「23」

「23」

「24」

一切法常住
「○」是故我歸依

「ハ」處世界如虚空

如蓮花不着水

心清淨超於彼

稽首礼无上尊

「24」

「25」

「○」梵網説戒本礼文

臨昇座白ニシテ大

衆云ハ某甲 大衆モ合掌シテ

「ハ」稽首和南シテ敬テ白ク大衆ニ僧差シテ誦

戒恐有ニラハ 錯誤 願クハ同ク誦者ト指シ示玉ハ

「ハ」誦シ戒畢云ハ某甲 大衆モ合掌シテ

「ハ」敬テ謝シ奉ル 衆僧ニ僧差誦シム戒ヲ三業不シテ懃

戒文生レ洪 坐久ク延遲シテ令衆生セシ悩上

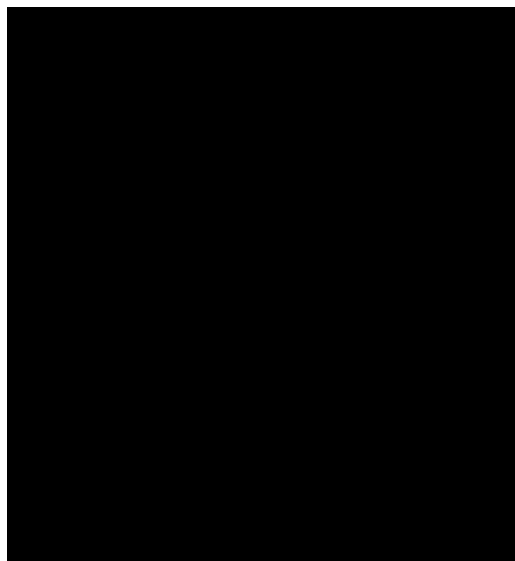
願ハ衆慈悲ヲモテ布施歡喜

一校了

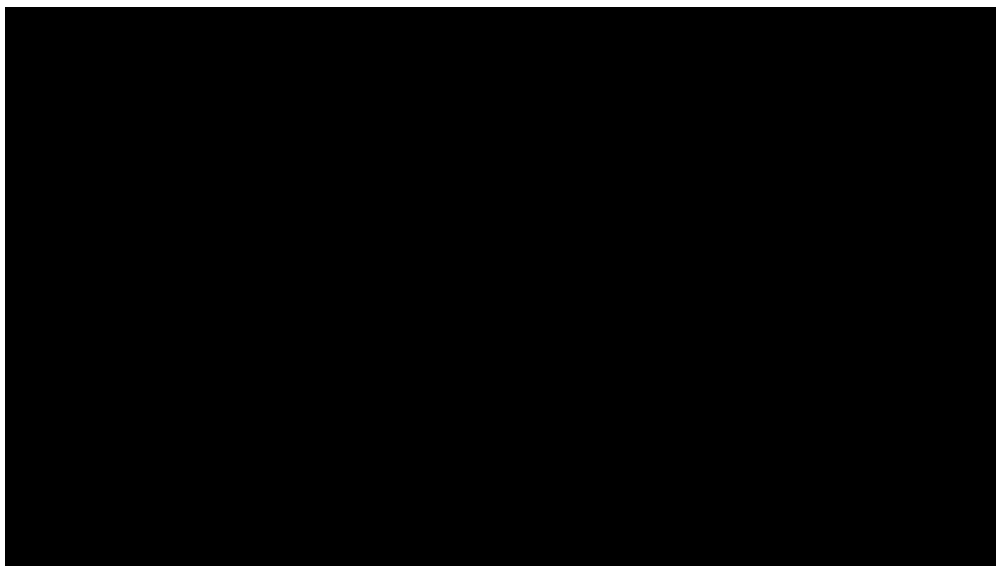
「26」

註

- ①四百六拾九圀貳百九拾五。②智槃持圀ナシ。③圀内題下朱字「戒壇院公用」アリ。④國圀痼癰〓庇廊の誤りか。⑤至圀ナシ。⑥二丁圀ナシ。⑦時圀ナシ。⑧各至圀到各。⑨問訊圀同時問訊。⑩座圀坐。⑪跪圀＋跪。⑫圀持戒清淨偈部分新補。⑬二丁圀ナシ。⑭國圀斂〓斂の誤りか。⑮前圀＋然。⑯云圀曰。⑰偈曰圀ナシ。⑱覆國圀覆。後も同じ。⑲柄圀之。⑳之圀＋偈。㉑ン圀ム。㉒衆圀「四分時ハ僧」と注記あり。㉓壽圀「祐イ」の注記あり。㉔ン圀ム。㉕取國圀取の誤りか。㉖音圀＋立日。㉗屬國圀囑の誤りか。㉘菩薩圀并。㉙籌圀＋諸佛子諦聽次行沙弥籌次行結縁菩薩人籌。㉚者圀ナシ。㉛還圀遣。㉜菩薩圀「四分ハ大僧若干人・大比丘」の注アリ。㉝大僧圀ナシ。㉞結縁圀「沙弥若干人」の注アリ。㉟偈圀＋一丁。㊱所圀處。㊲圀＋十反。㊳持圀ナシ。㊴師圀＋之。㊵大徳圀ナシ。㊶へ四分梵唄某甲圀ナシ。㊷へ衆僧モ合掌スヘシ圀ナシ。㊸曰圀云。㊹之圀ナシ。㊺水圀＋之。㊻問圀＋問。㊼唱圀唄。㊽戒香定香解脫香圀「花ム經ノ文」の注アリ。㊾塵國圀響以下も同じ。㊿塵圀首。①而誦也圀ナシ。②文圀又。③題圀ナシ。④座圀坐。⑤間圀問。⑥靜許圀訊。⑦偈畢圀了。⑧出圀修補により見えず。⑨時圀之。⑩丁圀打。⑪散圀教。⑫同評圀問訊。⑬歛國圀歛。⑭不願惡筆書寫畢右筆圀ナシ。⑮慶圀応カ。＋明和三戌年初秋十三日修補之／眉間寺瑞鑑（僧廿二歳）。以後の文ナシ。⑯梵網說戒答法並びに四分說戒答法の文圀ナシ。圀は裏に梵唄、優婆離唄、後唄の順に掲載。⑰今說戒圀博士など音符ナシ。修補時に他所に紛れ込む。⑱圀一切法以前に優婆離唄の「今說戒」博士部分混入。⑲圀處世界以降ナシ。⑳梵網說戒本礼文以降の文圀ナシ。

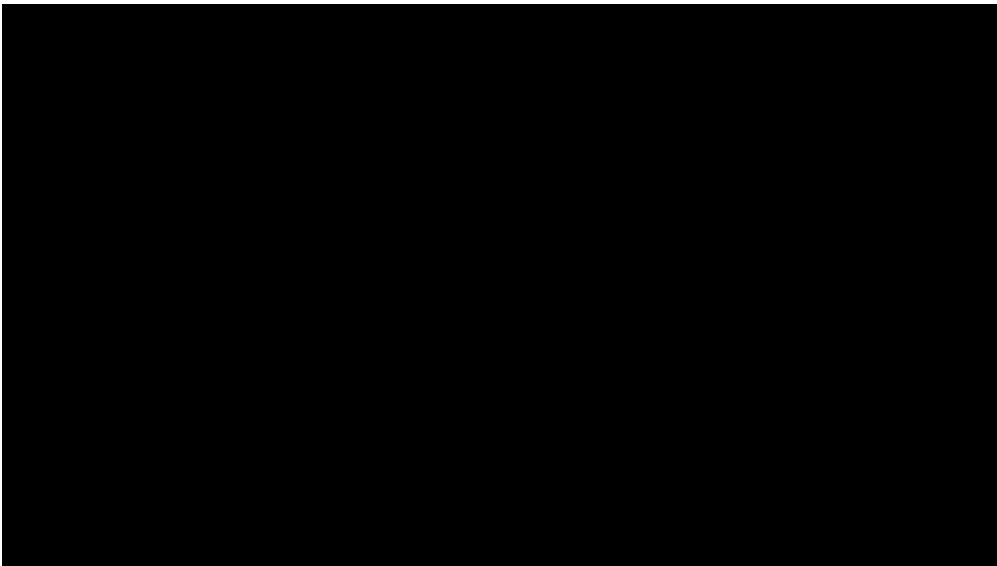


(表紙)



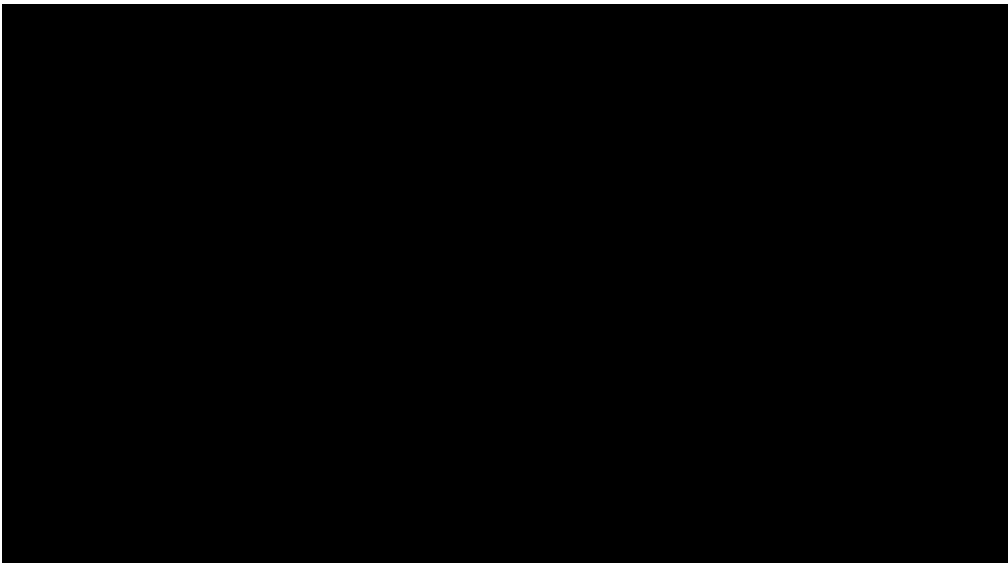
(1
オ)

(見返し)



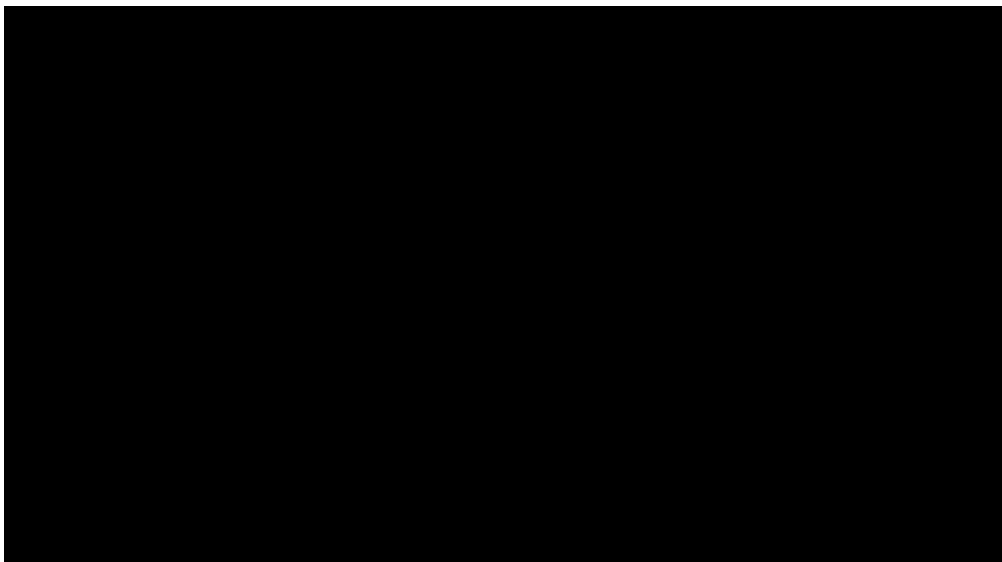
(2)
(4)

(1)
(ウ)



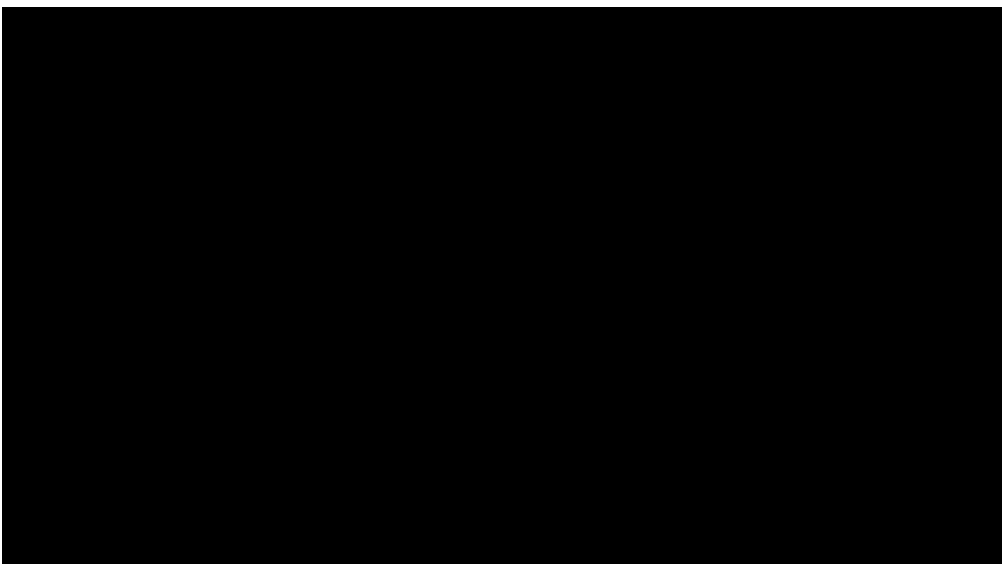
(3)
(4)

(2)
(ウ)



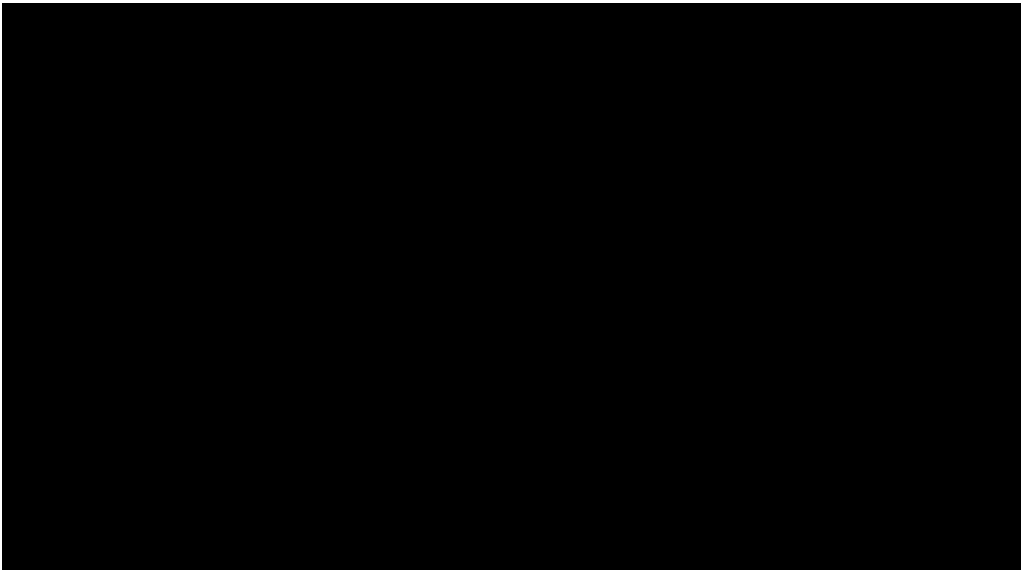
(4
才)

(3
心)



(5
才)

(4
ウ)



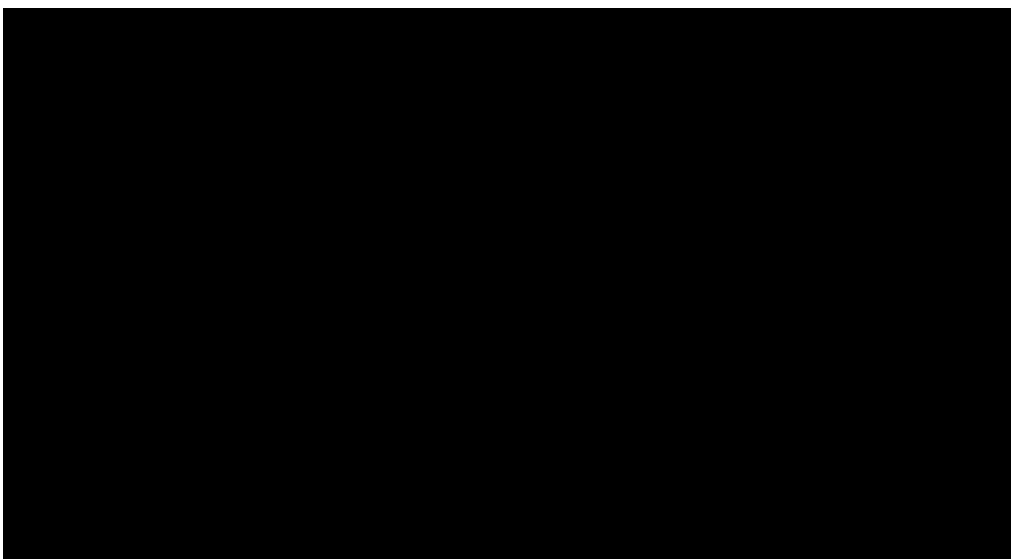
(6)
ナ

(5)
ニ



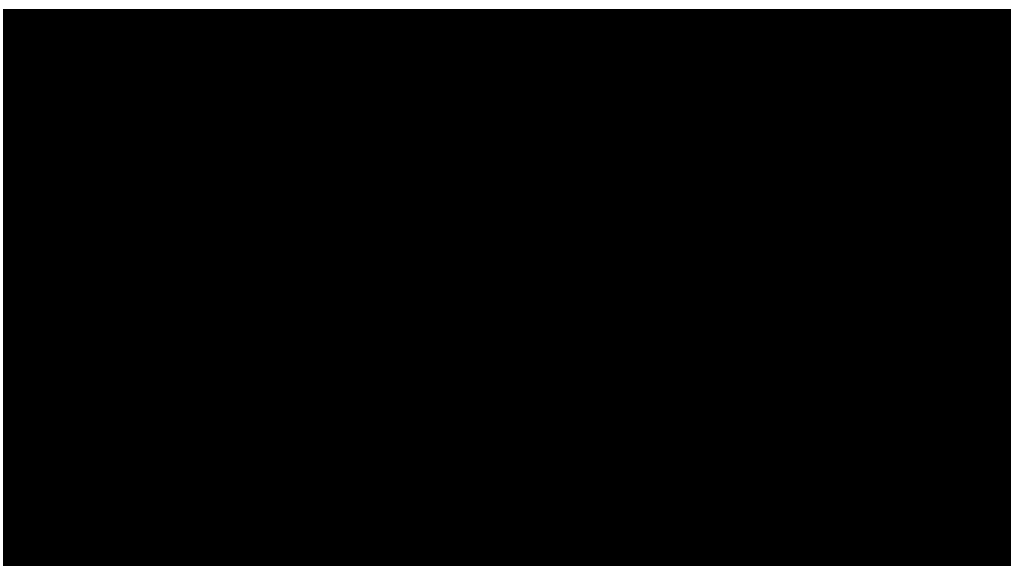
(7)
ナ

(6)
ニ



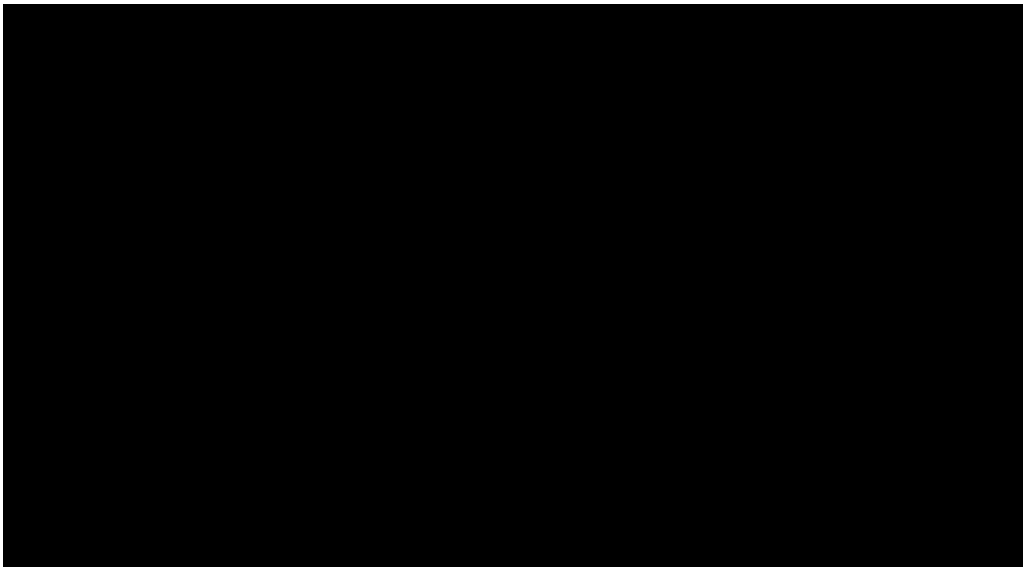
(8
4)

(7
ウ)



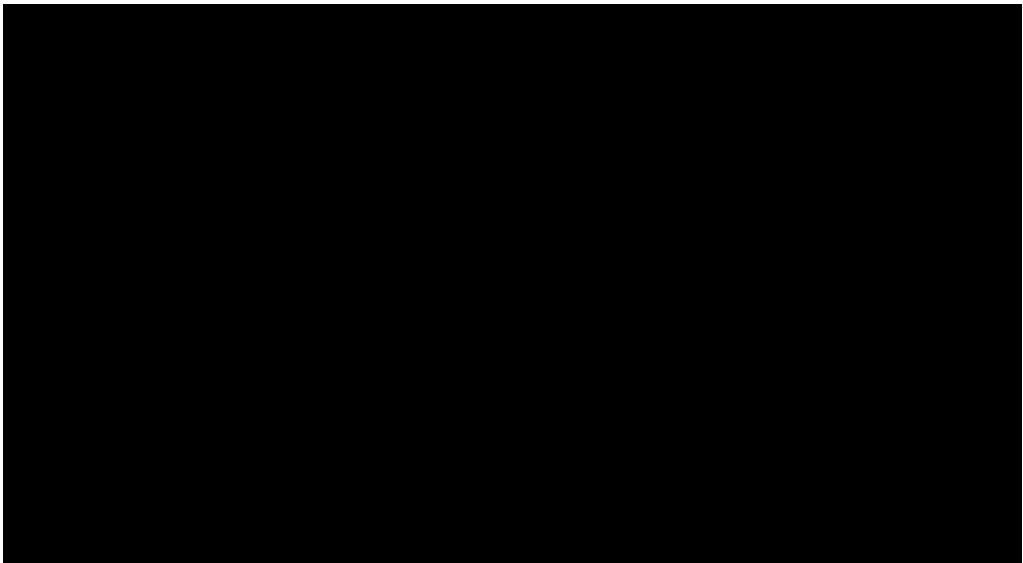
(9
4)

(8
2)



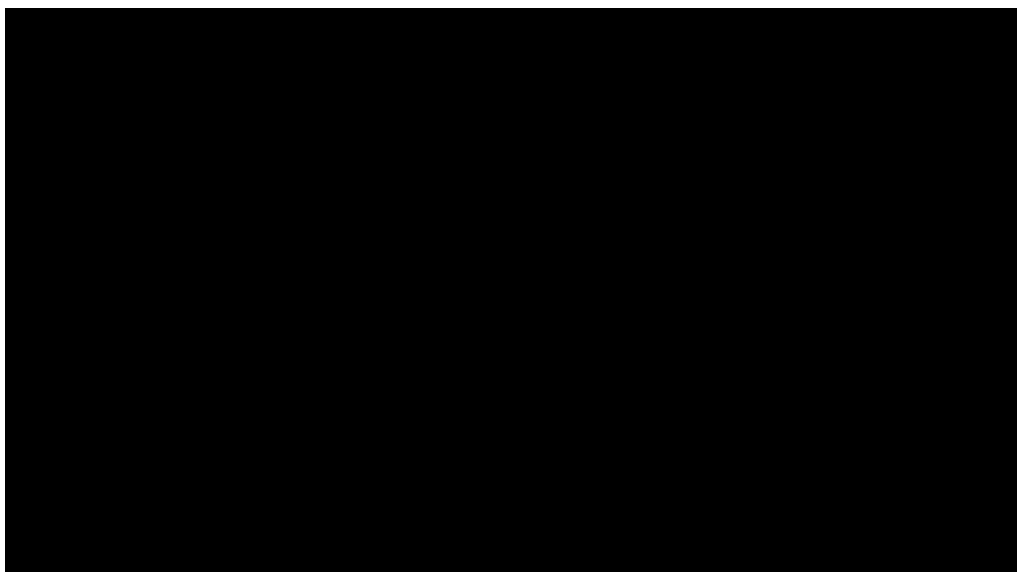
(10
才)

(9
ツ)



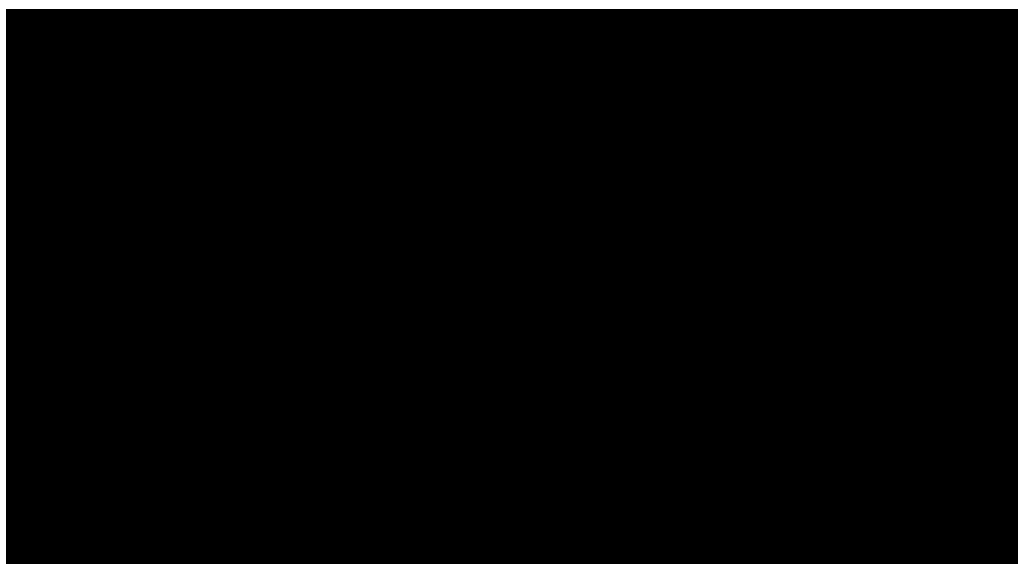
(11
才)

(10
ツ)



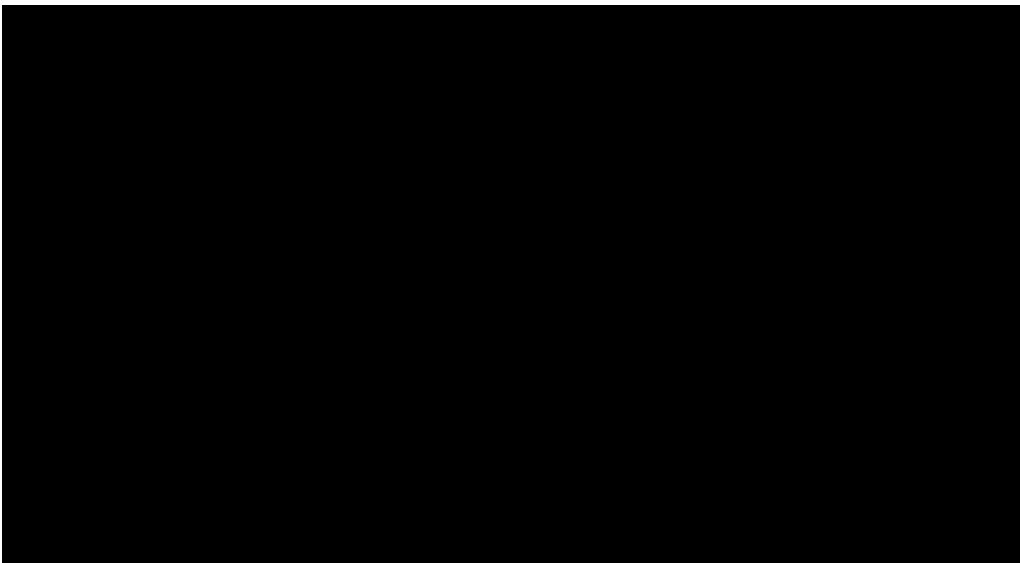
12
ナ

11
ニ



13
ナ

12
ニ



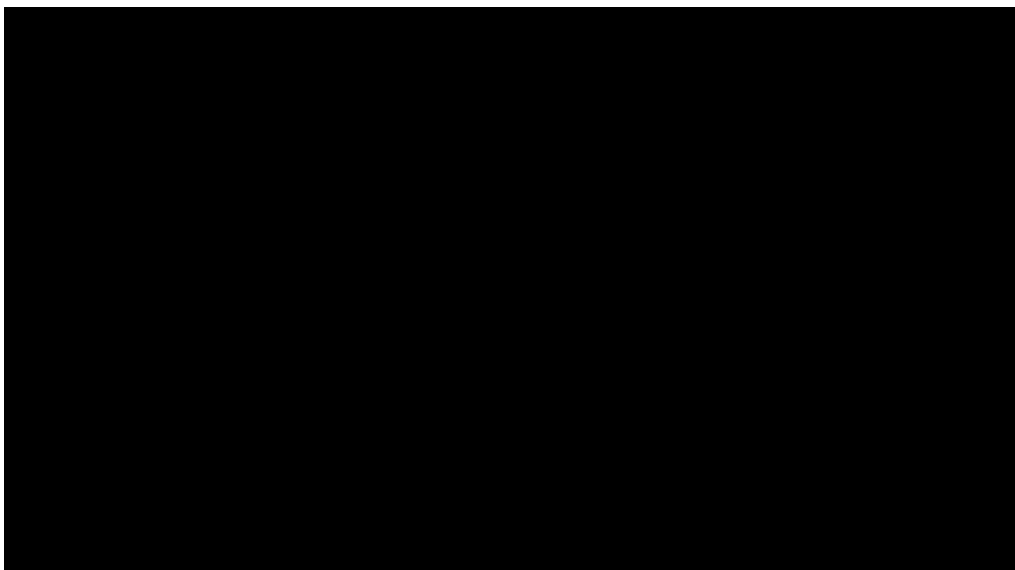
(14
ナ)

(13
ニ)



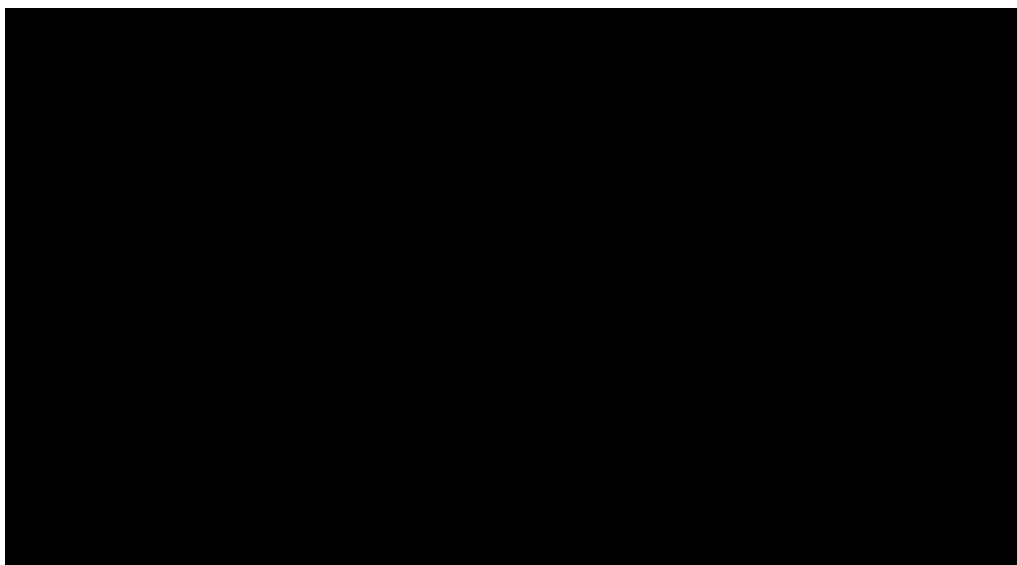
(15
ナ)

(14
ニ)



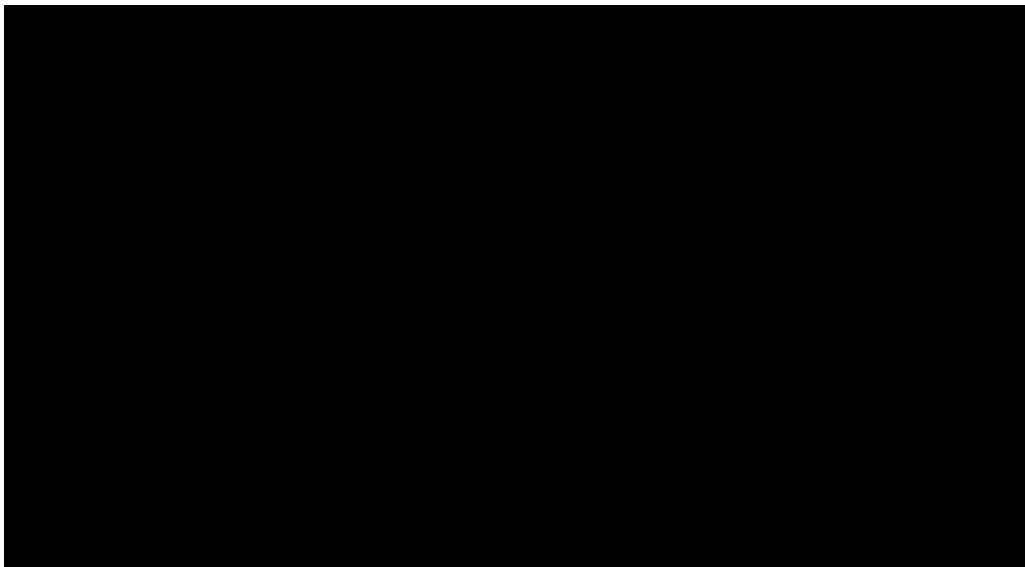
16
ナ

15
ニ



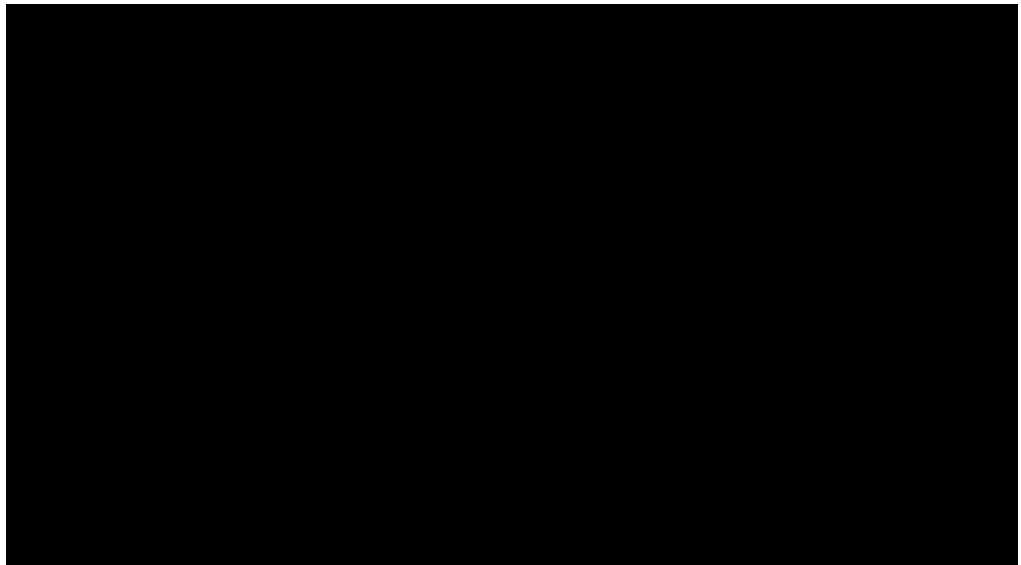
17
ナ

16
ニ



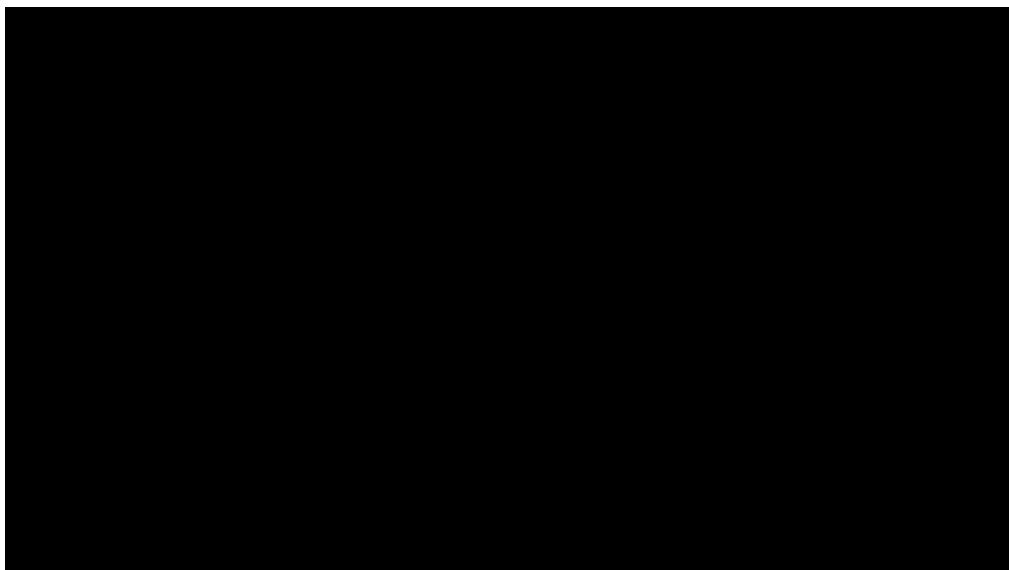
18
オ

17
ウ



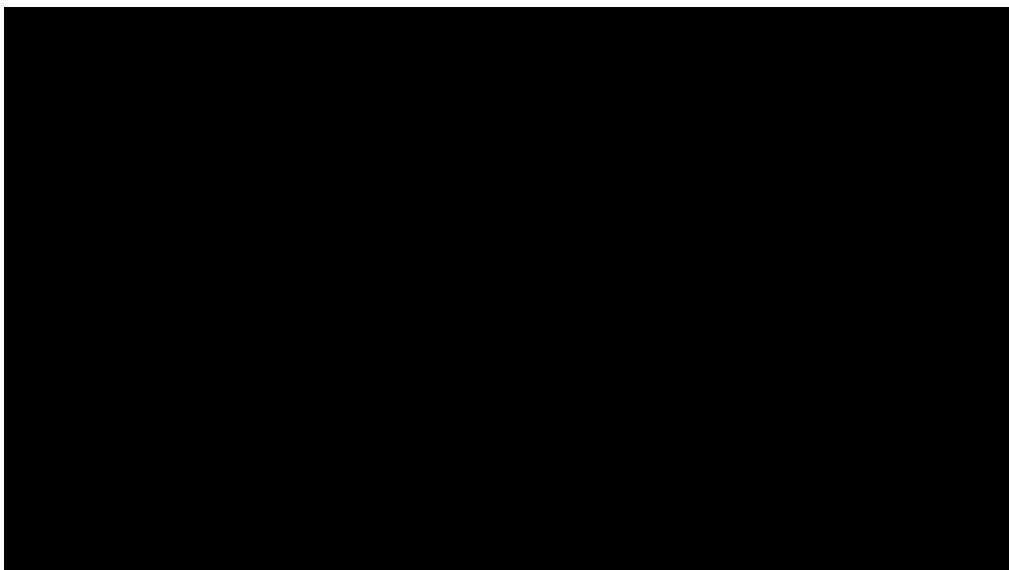
19
オ

18
ウ



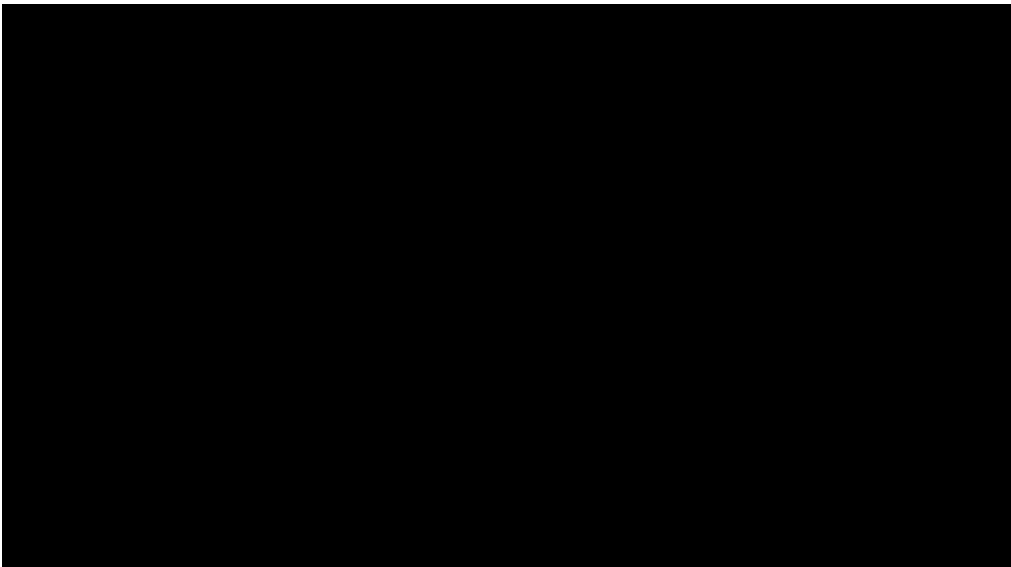
(20
ナ)

(19
ニ)



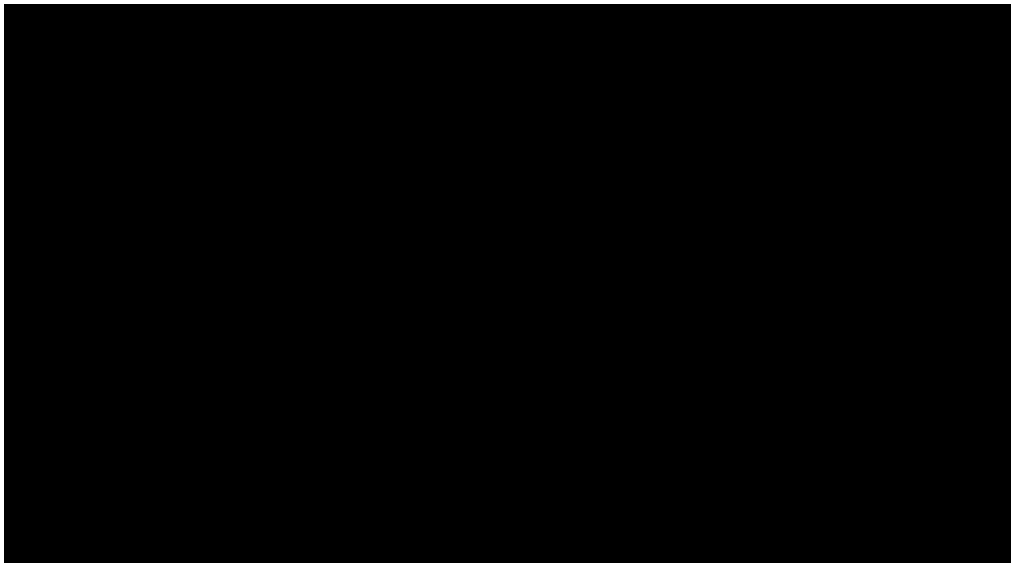
(21
ナ)

(20
ウ)



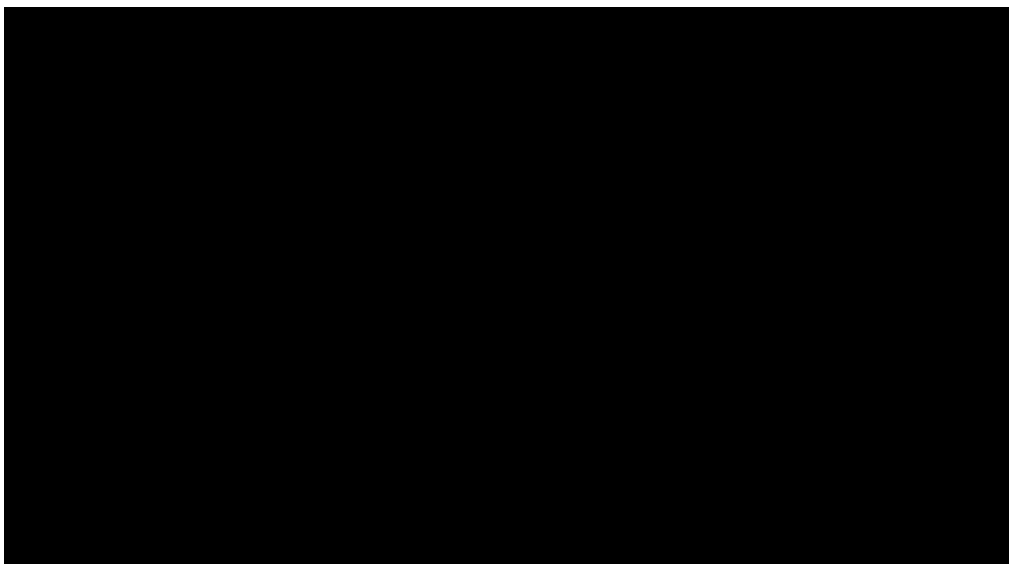
(22
ナ)

(21
ウ)



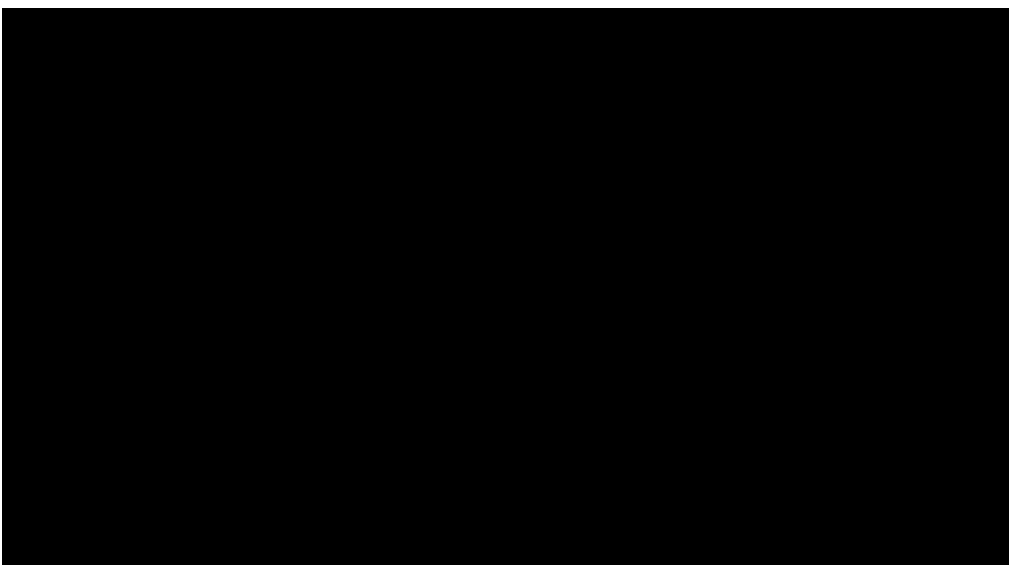
(23
ナ)

(22
ウ)



(24
ナ)

(23
ウ)



(25
ナ)

(24
ウ)

